

第10回「保育所保育指針」改定に関する検討会

- 1 日時 平成19年6月4日（月）14：00～18：00
- 2 場所 厚生労働省6階 共用第8会議室
- 3 議題 改定の方針等について
第5章「健康と安全」
第6章「保護者に対する支援」について
- 4 配付資料
 - 資料1 第5章「健康と安全」骨子
 - 資料2 第5章「健康と安全」たたき台（案）
 - 資料3 第6章「保護者に対する支援」骨子
 - 資料4 第6章「保護者に対する支援」たたき台（案）
 - 資料5 第9回における主な意見
 - 資料6 保育所保育指針全体構成
 - 資料7 保育所保育指針第1章「総則」（案）
 - 参考資料1 保育園保健業務の活動領域
 - 参考資料2 社会福祉施設等調査（抜粋）
 - 参考資料3 「楽しく食べる子どもに～保育所における食育関する指針」（概要）
 - 参考資料4 保育所の保護者、地域との関係（児童福祉法）
 - 参考資料5-1 多様な子育て支援サービス
 - 参考資料5-2 地域子育て支援事業の取り組みの現状
 - 参考資料5-3 マイ保育園登録制度について
 - 参考資料5-4 「こどもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議資料

第5章 「健康と安全」 骨子

高野 陽

総説として： 子どもの心身の未熟性と心身の疾病異常や事故が発生しやすいこと、
保育における子どもの生命の保持と情緒の安定は最優先事項
健康や安全に関する基本的な生活習慣と心身の健康の基礎の育成
家庭との密接な連携
看護職・栄養士等の保健関係者配置の必要性
保育所と地域の保健医療機関やその他の関係諸機関との連携体制の確立

1. 健康管理

(1) 日常の保健活動

- ①一人ひとりの子どもの健康状態・心身の状態の把握と保護者からの情報収集
- ②一人ひとりの子どもの発育・発達状態の定期的・継続的把握
- ③心身の異常発生時の迅速な対応
- ④虐待の早期発見と関係機関との連携体制の確立
- ⑤生活リズムの確立、遊びや必要に応じた適切な休養
- ⑥発育・発達状態や健康状態、子どもの生活実態に応じた適切な栄養摂取・食生活の確立
- ⑦アレルギー等の心身の健康上の問題と嘱託医・その子どものかかりつけ医、栄養士等との連携
- ⑧乳児保育における嘱託医の指導と看護師等の配置、特に感染症や乳幼児突然死症候群等の発生予防

(2) 健康診断

- ①健康診断の実施の重要性と実施の実際
- ②嘱託医及び歯科医等による定期的な疾病異常や心身の健康状態を把握
- ③結果の記録と保育への反映
- ④家庭への連絡
- ⑤健診の充実と保育士の役割と保護者との密接な連携
- ⑥入所予定の子どもの健康診断
- ⑦市町村の保健機関、医療機関との連携と事後措置対応

(3) 疾病異常への対応

- ①体調不良児への対応
- ②嘱託医やかかりつけ医の投薬・処置等の指示・助言と保護者の協力
- ③医務室等の整備、医薬品・衛生材用・器具の常備とその使用と応急措置
- ④感染症発生時の対応
- ⑤いわゆる学校伝染病の出席停止期間の遵守
- ⑥予防接種の勧奨
- ⑦病児・病後児保育の実施とその体制整備

(4) 保育所保健に関与する人材

- ① 嘱託医
- ② 看護職
- ③ 栄養士

2. 衛生管理・安全管理

(1) 環境保健

保育施設内外の環境保健

(2) 保育における衛生管理

- ① 清潔などの衛生管理
- ② 食中毒発生の予防対策と発生時の対応

(3) 事故対策

- ① 保育施設内外の安全管理
- ② 事故防止と安全教育、事故に伴う子どもの精神保健

(4) 災害防止

- ① 災害防止避難訓練の実施
- ② 災害発生時の子どもの精神保健

(5) 虐待対策

- ① 早期発見とその子どもやその家族に対する適切な対応
- ② 地域の関係組織や機関との連携体制の確立

(6) 危機管理

- ① 不審者対策と危機防止の体制づくり
- ② 施設外における保育中の危機管理

3. 食育

- ① 食育の意義と実践活動
- ② 保育における食育の実際
- ③ 保育と家庭・地域との連携

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
<p>第5章 健康と安全</p>	<p>子どもの健康及び安全は、子どもの生活の基本となる事項であり、保育所においては、一人一人の子どもの健康の保持及び増進並びに安全の確保とともに、保育所の子ども集団全体の健康及び安全の確保に努めなければならない。また、子どもがその発育、発達にふさわしい環境と遊びを通して健康な心身をつくり、自らの体や健康に関心を持ち、身体機能を高めていくことが重要である。このため、子どもの生活全般を捉えるとともに、第1章（総則）及び第3章（保育の内容）の関連する事項に留意し、以下に示す事項を踏まえ、保育に当たることが必要である。</p>	<p>○一人一人の子どもの健康・安全 ○保育所全体の健康・安全 ○生活や遊びを通して、一人一人の子どもが丈夫な心と体をつくる ○養護と教育の一体的取り組み</p>
<p>1. 子どもの健康支援</p>	<p>(1) 子どもの健康状態、発育・発達状態の把握 ○子どもの心身の状態に応じた保育を行うために、子どもの健康状態及び発育・発達状態について定期的、継続的に、また必要に応じて随時、把握すること。</p> <p>○保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの健康状態及び疾病等の有無を観察し、何らかの疾病等が認められた場合は、保護者に連絡するとともに、嘱託医と相談するなど、適切な対応を図ること。</p> <p>○子どもの身体を観察する際には、虐待や不適切な養育の早期発見に努めるとともに、必要に応じて、市町村、児童相談所等の関係機関との連携を図りつつ、速やかに適切な対応を図ること。</p> <p>(2) 健康増進 ○子どもの健康に関する保健計画を保育計画に位置付けて作成し、全職員がそのねらいや内容を明確にしなが、現在の、そして将来にわたる一人一人の子どもの健康の保持とその増進に努めていくこと。</p> <p>○子どもの心身の健康状態や疾病等の把握のために、嘱託医等により定期的に健康診断を行い、その結果を記録し、保育に活用するとともに、家庭に連絡し保護者が子どもの状態を理解し日常生活に活用できるようにすること。</p>	<p>○健康状態、発育・発達の把握に精神や運動機能の把握が含まれることを説明</p> <p>○登所時の保護者からの聞き取り、観察、連絡帳などでの確認、引継ぎの徹底等 ○子どものかかりつけ医の把握</p> <p>○虐待への対応の留意点（「児童虐待の防止等に関する法律」について） 関連事項（◎他の章に盛り込む事項） ◎乳児保育への配慮（第3章） ◎障害児保育への配慮（第4章）</p> <p>○保健計画に盛り込む事項 例・保育計画に位置づけ、全職員で子どもの健康増進を図っていくこと ・発達に応じた配慮（幼児の睡眠への配慮、排泄等） ・季節等に応じた配慮（健診、紫外線の予防等） ・入所予定の子どもの健康状態や疾病等の有無を把握し入所後の保育に適切に反映すること ・健康記録簿の活用 ・母子健康手帳の活用及び守秘義務</p>

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
<p>2. 環境・衛生管理及び安全管理</p>	<p>(3) 疾病等への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○体調不良の子どもについては、その子どもの健康状態等に応じ、適宜、嘱託医や子どものかかりつけの医師などと相談しながら、家庭と連絡をとりつつ、適切な保健的処置を行うことが望ましいこと。看護師等が置かれている場合には、その職員を中心に対応に当たること。 ○保育所での感染症の予防に努め、感染症の発生又は発生の疑いがある場合には、直ちに嘱託医、市町村、保健所等に連絡しその指示に従うとともに、保護者に連絡し協力を求めること。また、感染症に関する保育所の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得て決めておくこと。 ○子どもの疾病や不時の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしておくこと。 <p>(1) 環境・衛生管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ○施設の温度、湿度、換気、採光、音など環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生に注意すること。 ○子ども及び職員のうちが、手洗いにより保育中の清潔を保つようにするとともに、子どもの食事などの衛生管理に注意すること。 <p>(2) 事故防止、安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の諸機関の協力の下に安全指導を行うこと。 ○災害や事故の発生に備えての危険箇所の点検や避難訓練、外部からの不審者の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えての対応を図ること。また、子どもの精神保健面における対応に留意すること。 	<p>解説書で解説、説明することが考えられる事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保健的対応の意味内容及び与薬、医療的ケアの取扱 ○学校保健法での指定伝染病等への対応 <ul style="list-style-type: none"> 例：学校保健法で指定されている伝染病として定められている感染症（学校伝染病）に罹った子どもが保育所に再び通い始める時期は、その出席停止期間を基本とし、子どもの回復状態に応じて、他の子どもへの感染の防止が図られるよう、嘱託医や子どものかかりつけの医師などの意見を踏まえ、保護者に指導すること。また、学校伝染病に定められていない感染症については、嘱託医などの指示に従うこと。 ○病児・病後児保育への対応 <ul style="list-style-type: none"> 例：体調不良の子どもや病気回復期の子どもに対する保育を実施する場合には、嘱託医や地域の医療機関の協力の下に、保健師又は看護師等を配置し、他の子どもと離れた専用の場所で行うことが望ましいこと ○保育環境を職員全員で整備、向上させること ○手洗いの重要性 ○動物の飼育、食育実践での調理体験などへの配慮 ○事故防止、災害対応、危機管理等の留意点 ○事故防止マニュアル、安全点検表（施設、設備、遊具、用具、散歩経路や公園等）、健康安全に関わる指導計画などの作成・活用 ○避難訓練計画、役割分担の確認、緊急時の対応の徹底等 ○家庭や地域との連携の重要性 ○精神保健面の重要性

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
<p>3. 食育の推進</p>	<p>○保育所における食育は、健康でいきいきと生活する基本としての「食を営む力」の育成を目指し、その基礎を培うことを目標として以下の事項に留意して実施されるものであること。</p> <p>①子どもが意欲をもって食事及び食環境にかかわる体験を積み重ね、楽しく食べる子どもに成長していくことを期待するものであること。</p> <p>②乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、「食育の計画」を作成し、「保育計画」及び「指導計画」に位置付けること。</p> <p>③保育所の食事は「食育の目標」が達成されるように、評価・改善に努めること。</p> <p>④調理室など食に関わる保育環境を生かし、子どもの気づきや経験を基に食への関心が高められるよう配慮すること。</p> <p>⑤家庭や地域社会と連携を図り、全職員の協力の下に進めること。栄養士が置かれている場合には、その専門性を生かして推進すること。</p> <p>⑥体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど一人一人の子どもの状況に応じた配慮を行うこと。</p>	<p>○第3章「保育のねらい及び内容」との関連</p> <p>○「食育基本法」</p> <p>○「保育所における食育に関する指針」の活用</p> <p>○食育の視点からの、栄養士や調理員によって作られた食事等の物的環境と他の子どもとのかかわりや保育士により安定した人的な環境を適切に構成することの重要性</p> <p>○保育の内容の一環として、昼食とおやつを中心に、生活と遊びを通して、養護的側面と教育的側面を一体的に行うことの意義</p> <p>○第4章「保育の計画」との関連</p> <p>○保育計画との連動性、柔軟で組織的・発展的な計画の意義</p> <p>○保育士、栄養士、調理員、嘱託医らの連携・協力</p> <p>○第6章「保護者への支援」との関連</p> <p>地域の子育て家庭への食に関する相談・支援</p> <p>○食物アレルギーについての正しい知識と適切な対応</p>
<p>4. 健康・安全及び食育の実施体制等</p>	<p>○健康・安全及び食育に関わる事項は、専門的な知識、経験、保護者の理解と協力等を要することに鑑み、その効果的な実施のために次の点に留意すること。</p> <p>①施設長の責任の下に、健康・安全及び食育に配慮した保育を年間を通じて計画的に展開するために、取組の方針や具体的な活動の企画立案及び保育所内外の連絡調整を担当する専門的職員を確保することが望ましいこと。</p> <p>②子どもの健康及び安全、食育について、保護者と常に密接な連絡連携を図るとともに、保育所全体の方針や取組について周知に努めること</p> <p>③関係機関等との連携協力 保育所での健康及び安全、食育のための課題や取組に関し、市町村の支援の下に、地域の関係機関等との日常的な連携連絡を図り、必要な協力が得られるように努めること。</p>	<p>○以下の事項を解説で説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健師又は看護師、栄養士などの専門的職員が置かれる場合には、その職員が担当又は分担すること ・嘱託医、保健師・看護師、栄養士の担当すべき業務 ・保護者に周知すべき事項 ・地域の専門機関と連携協力すべき事項 <p>○嘱託医、地域の医療機関、療育機関、保健センター、保健所、児童相談所、警察、消防署、関連産業など地域の関係機関と十分連携・協力を図る。また、子どもの保育を通して小学校との連携をすすめる。</p> <p>○地域の様々な保健活動の情報提供や関わり</p> <p>○乳児（1. 6）健診・3歳児健診、その結果の活用と相互連携</p>

◎ 全体の方向性

- 1 今回とくに指摘、強調された主旨や内容を可能な限り盛り込む方向で案を作成した。
- 2 現行保育指針第13章は、保育所における子育て支援のエッセンスを盛り込んでいる。この主旨や内容の多くは、今日においても変わらぬ重要性を持しているので、継続する方向で案を作成した。
- 3 告示の性格、解説の性格に分類して、全体を構成する方向で案を作成した。

◎ 第6章 たたき台案

- 1 事務局のたたき台案は、以上の方向性でまとめた原案を踏まえて、事務当局の方針を加え、またワーキングの議論を参考にして作成されている。
- 2 なおさらにとくに留意したい内容については、以下の通りである。

○ 保育所における保護者に対する支援の制度上の基盤は以下の通りであり、とくに保育所の役割・機能、保育士の役割、各専門的背景を持った保育者の役割の三層で構成されていることに留意し、とくに誰が何を行うかを明瞭にして、告示並びに解説を加える必要がある。

保育所：児童福祉法第48条の3第1項 児童福祉施設最低基準第36条

保育士：児童福祉法第18条の4、同48条の3第2項 児童福祉施設最低基準第36条

保育者：児童福祉法第48条の3第1項 児童福祉施設最低基準第36条

○ 保育所の保護者支援、子育て支援は、保育に支障がない限りにおいて行うという努力義務規定であることを留意し、「---すること」、「---努めること」、「---望ましいこと」などの使い分けが必要となる。

○ 保育者の役割も、基本的にはこれと同様と考えられる。一方保育士は、保育指導を行うことを業とする者であり、保育士の役割はその業務規定を踏まえて記述する部分が多いと考えられる。

○ 保育者、保育士の〈専門性〉に関しては、総論的な部分で、「保育に関する知識、技術、判断、倫理」として明記し、以下の専門性に関する記述は、その内容をあらわしていることを明らかにする。

○ 検討会の議論、ワーキンググループの議論を踏まえ、「支援」「援助」「相談・助言」「保育指導」の意味内容を明確に記す。

○ 地域における子育て支援は、各保育所の特徴、地域の状況、背景などを十分に考慮して実施することの重要性を明記し、例示する内容すべてを行わなければならないという受け止め方を避けるようにする。しかし、すべての保育所が行うことが望ましいものについては、議論を重ね、その主旨で記述する。

○ 現行指針の重要な事項や内容で、告示で記述できないものであっても、解説の中で可能な限りふれることに留意する。

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
<p>第6章</p> <p>保護者に対する支援</p> <p>1. 保育所における保護者に対する支援の基本</p> <p>2. 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援</p>	<p>保育所における保護者への支援は保育士の業務として位置付けられており、子育て支援は保育所の大きな役割となっている。第1章（総則）に掲げるように、保育所は、その特性を生かし、保育所に入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て支援など保護者に対する支援について、職員間の連携を図りながら積極的に取り組むことが求められる</p> <p>○保護者に対する支援を行うに当たっては、次の点に留意すること。</p> <p>①子どもの意向や思いを尊重し子どもの福祉を重視すること</p> <p>②保護者の意向や思いを踏まえ、保護者と密接に連携し協同して子育てに関わることにより、保護者の養育力の向上及び親子の間の関わり力の向上が図られるように努めること</p> <p>③子育て等に関する相談、援助に当たっては、保護者の話を傾聴し、その思いを受容し、相互信頼関係の確立を基本に、一人一人のニーズに沿って自己決定を尊重するとともに、個人情報等の保護等に留意すること。</p> <p>④保育に関する知識や技術など保育士の専門性や、子どもの集団が常に存在することなど、保育環境や保育所の特性を可能な限り生かして支援に当たること。</p> <p>⑤地域の保育に関する資源の活用、地域の関係機関、団体等との連携、協働の下に行うこと。</p> <p>○保育所に入所する子どもの保護者に対する支援は、子どもの保育との密接な関連の中で、子どもの送迎時の対応、相談・助言、連絡通信、会合・行事など様々な機会を活用して行われるものであること</p> <p>○保育所において、保護者の仕事と子育ての両立等を支援するために、通常の保育に加えて、保育時間の延長、休日、夜間の保育など多様な保育を実施する場合には、保護者のニーズに配慮するとともに、子どもの福祉が尊重されるようにしなければならないこと</p>	<p>解説書で解説、説明することが考えられる事項</p> <p>○次の事項を解説で説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「支援」の意味内容 ・保育所の特性の意味及び特性を生かした子育て支援の今日的意義 ・養育力、親子の間の関わり力の意味内容及びその向上の意義 ・「相談」「援助」と「保育指導」の意味内容 <p>○関係機関との連携の意義及びその内容・方法を説明 児童相談所、福祉事務所、児童委員、保健センター、教育委員会等</p> <p>○地域における保育に関する情報の熟知及びそれを提供する役割の意義及び地域の保育資源と連携すること、活用することの意義を説明</p> <p>○関連する法令及びその意義を説明 (児童福祉法第18条の4・同第48条の3、児童福祉施設最低基準第36条 等)</p> <p>○子どもの通常保育と一体に行われる保護者に対する支援の内容及び方法を説明。特に集団的、個別的相談・援助の機会における関わり的重要性を説明</p> <p>○保育指導の内容及び方法（ソーシャルワーク技術等を含む）を説明</p> <p>○保護者への日々の保育の意図を説明する努力</p> <p>○保護者同士の関係・交流を促す努力</p> <p>○保護者のニーズに応じた多様な保育サービス（延長保育、夜間保育、休日保育、病児・病後児保育等）の内容や留意点を説明</p>

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
<p>3. 地域における子育て支援</p>	<p>○保護者において育児不安、虐待や不適切な養育等が疑われる場合、入所の子どもの心身障害、発達障害、行動上の問題が見られる場合には、関係機関と連携協力を図りつつ、保護者に対し保育士の専門性を生かした個別の援助を行うよう努めること。</p> <p>○保育所は、児童福祉法第48条の3に基づき、その行う保育に支障がない限りにおいて、地域の実情や当該保育所の体制等を踏まえ、地域の保護者等に対する子育て支援を可能な限り積極的に行うよう努めること。</p> <p>○保育所における地域の保護者等に対する子育て支援は、保育所の特性を生かしたものであり、おおむね次のような取組があること。</p> <p>(1) 地域の子育ての拠点としての機能</p> <p>①保育所機能の子育て親子等への開放（施設・設備の開放、体験保育等）</p> <p>②子育て等に関する相談、援助の実施</p> <p>③子育て親子の交流の場の提供と交流の促進</p> <p>④地域の子育て関連情報の提供</p> <p>(2) 一時保育 等</p> <p>○市町村の支援を得て、子育て支援に関わる地域の関係機関、団体等との密接な連携協力を図るとともに、子育て経験者など地域の保育に関する人材の積極的な活用を図ること。</p> <p>○地域の要保護児童への対応など、地域の子どもをめぐる諸課題に対し、関係機関等と連携、協力して取り組むよう努めること。</p>	<p>○法令（児童虐待の防止に関する法律及び発達障害者支援法）に基づき、保育所が行わなければならない対応について説明</p> <p>○様態に応じた個別的な援助の内容及び方法について説明</p> <p>○地域における子育て支援の基本的留意点の説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育の知識、技術を活用した子育て支援（例：親子遊び、離乳食作り、食育体験等） ・地域の保護者が安心して利用できる環境、態度、心がけ ・保育ソーシャルワークの原理（保護者の話の受容、自己決定の尊重、個人情報取扱） <p>○子育て支援の各取組の意義及び留意点の説明</p> <p>○保育所の行う一時保育の意義・留意点についての説明</p> <p>○保育所における子育て支援の限界、地域の保育資源（つどいの広場、家庭的保育（保育ママ）、ベビーシッター等）との連携や活用の意義</p> <p>○地域の子育て支援の発展型取組として、地域の機関や団体と連携した活動（例：出産前の妊婦に対する支援、困難な状況を抱える家庭への訪問等）の意義、方法、留意点等</p> <p>○要保護児童対策地域協議会への参画 等</p>

前回(第9回)の検討会における主な意見

○—委員 ●—事務局

〔民秋委員から第2章、3章についての説明〕

- 「養護」「教育」「生活」などの概念規定と共通認識をしておきたい。
- 福祉や教育の領域(分野)においても『養護』の使われ方に統一性はない。参考資料にあるように必ずしも同一の概念規定ではない。「保育指針における捉え方」を考え、共通理解とすることが必要である。
- 「養護と教育」については保育所の社会的役割を明らかにするなどの歴史的経緯があり、特に幼稚園との関わりにおいて独自性を明示することが求められたと考えられる。
- 養護というものは生命の保持と情緒の安定を図るものだという現在の保育指針のとらえ方をそのまま採用し、五領域において見るところの活動や体験を支える「基礎的な事項」と捉える。
- 今日の家庭や子どもの状況を鑑みると、発達過程の後段V～VIIIでも養護は不可欠な要素として位置付けられる。「生活」を「養護」とのかかわりで捉える必要が出てくる。
- 「生活」と「遊び」から成る上位概念として(広義の)「生活」があるが、生活と遊びは「ねらい」や「内容」ではなく子どもの活動として捉える。

〔「養護と教育の一体性」ということについて〕

- 保育園では養護と教育を一体化して考えていることをとても重視している。一つの内容の中に養護も教育も含まれている。これは養護、これは教育と分けられない一体的なものである。そのことを指針の中でどのように言語化したらよいのだろうか。
- 養護と教育は分析的な視点として、そのねらい、内容を区分して示すが、その保育の実態は一体化した中で行われるというのが今までのとらえ方であり、今後もそうであろう。今回の指針の総則(たたき台)にも、「保育所は、その目的を達成するために、保育士などの専門職員の集団が、家庭との緊密な連携の下に保育所における環境を通して、子どもに対してその発達や特性を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うことを特性としていること」とある。
- 保育の営みのなかでは、養護と教育は不分離なものであり、かかわりとしても区別できないのだということを指針のなかでもう少し表現してもよいのではないか。
- 総則において保育所の目的として「入所児童の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない」とある。「生活の場」で、養護及び教育を一体的に行うことが保育所の特性である。
- 極論を言うと、保育のねらいを養護と教育に分けていく必要があるのだろうかとも思える。保育所における保育の特性が、養護と教育が一体となって豊かな人間性を持った子どもを育成するところにあるとすると、現場で養護と教育の実践をそれぞれ明確化するのは大変難しいと思う。

- この「一体的」という言葉の持つイメージを考えると、表裏一体となってという、生活の場において分ち難く一つの活動の中に埋め込まれて行われるという意味合いが、もう少し明確に出される方がよい。
- 「たたき台」として示されたものを読むと、保育所保育指針に込められた精神や子どもの育ちや保育の中の重要なものが抜け落ちてしまっているのではないかと感じる。先輩たちがつくり上げてきた保育所保育の大切なものを残していきつつ、今の告示の形にふさわしいものを作り上げていくことだと思うが、やはり非常に重要な事柄は構成の中でできるだけ最初の方に盛り込んでいくべきである。
- 「たたき台」を拝見して現行の「保育所保育指針」にある非常にわかりやすい、具体的でやさしい言葉や子どもに対する温かな視線がなくなり、さびしい感じがする。発達過程区分における子どもの姿の描き方を現行指針に沿って考慮してほしい。
- 告示化されることについて、その書き方や文言の使用について制限があると思われる。むしろ解説で、しっかりとその精神は表現できたらいいのかと思う。
- 告示・法律というのはある程度精査して記述される。解説書を局長通知として生かしていけるといいのではないと思う。
- 今回告示化される保育指針本体と、解説書の関係について、この二つで保育指針が構成されると理解してよいのか？ 解説書は局長通知となるのか？
- 現時点では答えは出ていない。今の「幼稚園教育要領」のように通知ではなくて告示があり、それを丁寧に解説するような冊子としてまとめるというのも一つのアイデアだと思っている。
- 今の「幼稚園教育要領」のような形で告示および解説書になると、解説書はやはり今の指針の、国としてのガイドラインという性格ではなくなり、基本的に守るべきであるという線が弱くなる。もしかしたら3段構えが必要なのではないか。つまり、告示では最低限の基本的なもの、そして今の「保育所保育指針」に示されているような、国が示すガイドラインとしての要素が強くなるもの、さらに、このようにするとより理解できるとか、こんな実践があるというような解説書というように。
- わかりやすさや一覧性、あるいは現場ではどのようなものが使い勝手がいいのかを考えると、あまりにも複雑な構造をとることについては、やはり抑制的にやる必要がある。告示においても最低基準として全てに規則性がある部分と大まかな原則を示して、その範囲内で裁量を広げて創意工夫をしていただくところとがある。告示においても、幅を持たせるような表現を技術的に盛り込むといった工夫をする余地はあるのではないか。

[第2章「子どもの発達」について]

- 子どもの発達というものを法律で決められない、告示のところに書くということは果たして良いことなのだろうか。
- そもそも発達の特性を示すこと自体が告示になじむかどうかという議論はある。しかし、子どもを6年間お預かりするのだから、やはりその6年間のプロセスを経て子どもがどのように発達していくのかという目安を示すこと、そして、そのことを基に第3章が成り立つということで、発達の道筋を示すことのそれなりの必要性はあるだろう。

- この指針の狙いは、やはりわかりやすさを追求していこう、一覧性を重んじていこうという意味が一方にあり、その上で、子ども自身がどのような発達の連続性ないし道筋を描いていくのかという理解の上で具体的な保育のねらいなり内容なりを展開していくという構成をとる方が、むしろ現場においての使い勝手や対応もしやすいのではないかと考えて、このような構成とした。
- 2章の構成について、「乳幼児期の発達の特性」と「発達の過程」の8区分という二つの大きな柱の構成になっていることについては基本的に合意する。
- 「2. 発達の過程」の前文でもう少し詳しい説明がある。発達の道筋や次の過程への橋渡しが大事なことなど、丁寧に書き込み、具体的な8区分の記述はシンプルにしてもよいのではないかと思う。
- 前文で、「保育所保育の展開を念頭に置いた場合」というような枕詞を付けたらどうか。
- 2歳児の記述に「排泄の自立」についての説明がほしい。発達の過程の中で重要なポイントであり、保護者にとっても必要な事項である。

【第3章「保育の内容」について】

- 前文に「総則」にある専門的知識と技術というくだりを入れた方がいいのではないか。案として、5行目「安定した生活と充実した活動ができるようにするために保育士等が『専門的知識・技術をもって』行うべき事項」というようにしてはどうか。
- 専門性には「判断する力」が重要。専門家としての的確な判断業務という部分を明確にし、保育士の専門性を打ち出していく。
- 前文に「養護と教育」だけでなく「5領域が総合的に」、更に「遊びを通して」保育展開される旨を付け加えるべきである。
- 前文に「ねらい」のねらいともいえる「長期的見通し」などを盛り込むべき。
- 教育に関するねらいとして、「修了までに育つことが期待される…」とあるが、幼稚園教育要領では「(子どもが) 経験し、修了までに」と「経験」が加わったのでこちらでも加えたらどうか。
- 「就学前までに経験し、育つことが期待される…」という文面を前文にも記載する。
- 「健康・安全に関わる」ねらいと内容は「生命の保持に関する」ねらいと内容の方が適切なのではないか。5領域の「健康」や第5章の「健康・安全」と紛らわしいこともあり、「生命の保持」に直した方がよい。
- 特に最近の非常に悲しいいろいろな社会状況等も見ると、「生命の保持」ということが当たり前のようであり、やはり非常に根幹を成すことではないかと思う。
- 「生命の保持」はすべての基盤ということで「保護」といった意味合いの言葉がよいのではないか。
- 「午睡」を必要としない3歳以上児への配慮を盛り込んで欲しい。
- 午睡について、最低基準35条に記されていることもあり、現場では子どもの発達過程や個々の状態に応じた対応がなされていないことが多い。
- 5領域の「言葉」について、「文字」は(ひらがななどの狭義の意味合いではなく)「表出するものとして」記号も含んでいるので、「文字や記号」という表記はおかしい。

- 食育における「文化」の視点をどこに盛り込んだらよいのか検討したい。
- 学教法において、幼稚園の目的として「適当な環境を通して」が通ったことは意義がある。保育指針にもこの文言を取り入れたらどうだろうか。
- 事務局の整理として、法律的には「保育者」という言葉はないこともあり、「保育士等」とすることを基本にし、「等」の中に保育士以外の専門職員を含むようにした。第5章などで看護師・栄養士の業務が出てくるところは看護師・栄養士の名称を出し、また場合によっては「職員間の連携」など「職員」とすることにした。
- 内容によっては「保育士等」ではなく、専門性の視点から「保育士」にした方がよい箇所もある。あるいは「保育所」とするのがよいところもあるだろう。
- 健康の内容②が「体を動かすとともに、進んで戸外で遊ぶ」は、二つの事項を一纏の項目にするのがよいのかどうか、もう一度検討していただきたい。
- 「保育の内容」のところで、「保育士等が適切に行うべき事項と、子どもが環境に関わって展開する具体的な活動」とあるが、「具体的な活動」と限定すると何か教え込む内容のようなイメージが強く、「経験することが望ましい」などという表現にしたらどうだろうか。
- かつての「保育所保育指針」が「望ましい主な活動」と活動が示されたことによって、ある一つの活動に向かってというような保育がなされ、そこが平成2年から「子どもが経験する」ことが大切という視点に変わったといういきさつがある。「活動」ということが入ることにより誤解が生じると思うので、検討をしていただきたい。
- 3歳以上児の配慮事項について、「けんかなど葛藤を経験しながら友達と一緒に行動することに喜びを見出し」とあるが、現行の「保育所保育指針」の趣旨からいうと、「けんかなど葛藤を経験しながら次第に相手の立場の理解が進み」という子どもが育っていくプロセスからいうと、そのような表現の方がよいのではないか。
- 配慮事項の最後、保育の連続性から「6歳児については」と規定しない方がよい。
- 「小学校への接続」より「小学校への円滑な移行」とした方がよい。
- 保育の内容が「保育のねらい及び内容」と「配慮事項」だけで成り立つことに疑問を感じる。「配慮事項」だけでなく、「技術」がない。スキルが必要なのではないか。「子どもの保育実施上の技術と配慮事項」としたらどうか。
- 「配慮事項」の中に「スキル」も含まれていると理解している。
- そもそも保育士養成に保育技術に関わるものがほとんどない。他の専門職と比べ保育技術がしっかり位置付けられていない現状がある。
- 「配慮事項」の中に保育技術を含んでいることを明記していきなり、説明するなりということが必要だろう。

[その他「総則」等について]

- 「総則」の「保育の原理」の「保育の目標」に6つ掲げられているその後に、「保育所は、上記の(6つの)目標を目指して、保育に関する専門的知識と技術をもって、乳幼児の発達過程に配慮した保育を行わなければならない」と入れたらどうか。このようにすると、全体の整合性が成り立つのではないか。

- 「養護と教育が一体」とは出ているが、五領域全てが一体化して暮らしと遊びの中で実現されるということが、もう少し書かれたいと誤解を招くのではないだろうか。
- 「子どもの権利条約」を踏まえ、子どもの人権の視点をもっと明確に表した方がよい。
- 現行の「保育所保育指針」は「子どもの権利条約」の批准という経過があり、子どもの最善の利益や人間の尊厳というものに配慮した内容となっている。そういう趣旨は、今度の「保育所保育指針」でも後退させたくない。
- そうした重要な事柄は解説でなく告示に盛り込むべきだろう。
- 仮に「保育所保育士指針」の内容の部分が英文化されて世界に紹介されたときに、子どもの権利条約の批准をしていることや権利宣言などが反映されていない、内向きの「保育所保育指針」とは言われたくない。
- 子どもの人権という視点からも「保育実施上の配慮事項」に「外国人の子どもの保育」を入れるべきではないか。あるいは総則に出すことを考慮してはどうか。
- 総則の「保育所の社会的責任」にもかなり人権尊重について出ていると思うが、保育の方法や保育の内容との関連性や重要性がわかるように明示することが必要なのではないか。
- 子どもの人権あるいは子どもの人格の尊厳ということへの配慮が、どのぐらいきちんと目配りのある文言になって示せるかということは、最終的に文章にしてまとめていく上での、我々委員に与えられている一つの視点かもしれない。
- 今後、全体を見直し、もう一度「総則」できちんと示しておかなければならないことや、その文言についても検討する必要がある。
- 「就学までに育つことが…」ということが「到達点」と理解されないよう、現行にある「現在を最もよく生き」という「今」、「現在」を大切にすることを盛り込むべきである。
- 現「保育所保育指針」の「保育の目標」の前文、「子どもは豊かに伸びていく可能性をそのうちに秘めている。その子どもが、現在を最もよく生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うことが保育の目標である」ということを現場ではとても大事にしている。ここを残せないだろうか。
- 保育士の専門性としての知識・技術・判断・倫理に加え、現行「保育所保育指針」では愛情・感性という項目が出ている。そのようなものもこれからのワーキングで必要なものとして議論をさせていただく場合もあると思う。
- 「就学前までに」ということを明記することになると思うが、実際には、小学校低学年まで視野に入れ、あるいは学童保育につながる大事な部分も含めて、学校教育における養護と教育の一体化という問題につながる点があると思う。
- 現行の「幼稚園教育要領」の改定作業とその結果に合わせて、保育指針の改定案の内容も変わるが、「保育所保育指針」の改定内容によって「幼稚園教育要領」が変わるということもあり得る。
- それぞれの改定作業の中で連動して、両面でお互いに考えていくものだと思う。
- 「児童福祉施設最低基準」第 35 条との関係で、第 35 条が今のままでは現実と合わないといったことを踏まえ、この検討会から提案をすることが重要ではないか。そういうことによって「幼稚園教育要領」と「保育所保育指針」がいろいろと相互にいい方向に向かって変わり合うということが大事だろう。

<p>第1章 総則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 趣旨 2. 保育所の役割・機能 3. 保育の原理 <ol style="list-style-type: none"> (1) 保育の目標 (2) 保育の方法 (3) 保育の環境 4. 保育所の社会的責任 	<p>第5章 健康と安全</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 子どもの健康支援 <ol style="list-style-type: none"> (1) 子どもの健康状態の把握 (2) 健康管理 (3) 疾病等への対応 2. 環境・衛生管理及び安全管理 <ol style="list-style-type: none"> (1) 環境・衛生管理 (2) 事故防止・安全対策 3. 食育の推進 4. 健康・安全及び食育の実施体制
<p>第2章 子どもの発達</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 乳幼児期の発達の特性 2. 発達の過程 	<p>第6章 保護者に対する支援</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保育所における保護者に対する支援の基本 2. 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援 3. 地域における子育て支援
<p>第3章 保育の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保育のねらい及び内容 <ol style="list-style-type: none"> (1) 養護に関わるねらい及び内容 (2) 教育に関わるねらい及び内容 2. 保育実施上の配慮事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 子どもの保育に関わる配慮事項 (2) 乳児保育に関わる配慮事項 (3) 3歳未満児に関わる配慮事項 (4) 3歳以上児に関わる配慮事項 	<p>第7章 職員の資質向上</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 施設長の役割 2. 職員の研修 3. 施設全体の質の向上
<p>第4章 保育の計画・評価</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保育(課程)の編成 2. 指導計画の作成 3. 指導計画作成上の留意事項 4. 計画の評価と改善 	

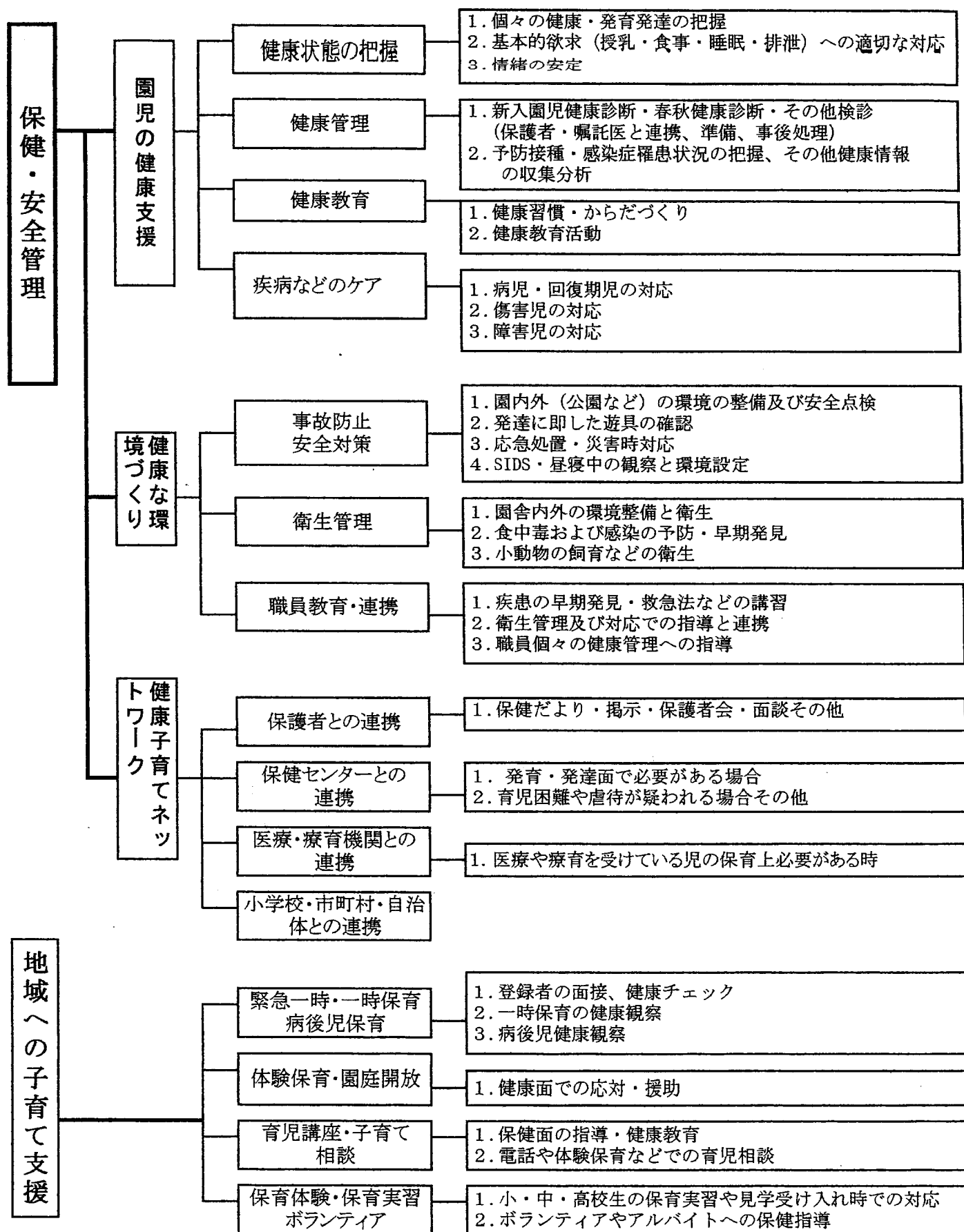
	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
<p>第1章 総則 1. 趣旨</p>	<p>○この指針は、児童福祉施設最低基準第35条に基づき、保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関連する運営に関する事項を定めるものであること</p> <p>○各保育所は、この指針において規定される遵守すべき事項及び保育の内容に関する基本原則に関する事項等を踏まえ、各保育所の実情に応じ創意工夫を図り、保育所の機能と質の向上に努めるべきであること</p>	<p>○指針改定の背景 (例)</p> <p>①子どもの生活環境や保護者の子育て環境の変化の中で、保育所に期待される役割や機能の深化・拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所に入所する子どもの保育とともに、その保護者の子育て支援、地域の子どもの育ちや保護者の子育てを支える機能 ・就学前の子どもの質の高い養護や教育の機能 等 (認定こども園の創設、幼保連携の流れにも言及) <p>②各保育所が適切にその役割や機能を発揮できるように、保育所が果たすべき役割・機能を再確認し、保育所の根幹である保育内容を高める観点から、保育内容の指針である保育所保育指針の見直し改善 等</p> <p>○改定の留意点 (例)</p> <p>①各保育所の保育内容の質を確保するため、告示化によって規範性を有する最低基準としての性格を明確化</p> <p>②保育の質の向上のための各保育所の創意工夫や取組を促すために、内容の大綱化を図る</p> <p>③保育内容に関する事項と保育内容に関連する運営に関する事項を整理する</p> <p>④保育現場での保育実践に日常的に活用され、子どもの育ちに対する保護者の理解が深まるように、指針の明解性を高めるための内容の見直し</p> <p>○大臣告示として規定する意義、指針の性格</p> <p>○規範性を有することの意義、保育所の創意工夫との関わり</p> <p>○保育の内容に関する事項、運営に関する事項の意味内容及び指針全体の構成内容</p> <p style="text-align: right;">等</p>

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
<p>2. 保育所の役割・機能</p>	<p>○保育所は児童福祉法第39条に基づき、保育に欠ける乳幼児（以下「子ども」という）の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所児童の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でないこと</p> <p>○保育所は、その目的を達成するために、保育士などの専門職員の集団が、家庭との緊密な連携の下に保育所における環境を通して、子どもに対しその発達や特性を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うことを特性としていること</p> <p>○保育所は、子どもに対する機能とともに、その特性を活かし、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所する子どもの保護者に対する支援、地域における子育て支援など保護者に対する機能を担っていること。</p> <p>○保育所における保育士は、保育所の役割、機能が適切に発揮されるように、児童福祉法第18条の4に基づき、倫理観に裏付けられた専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う業務を担うものであること</p>	<p>○子どもや保護者をめぐる社会的環境の変化と保育所の今日的役割と意義</p> <p>○「保育に欠ける」ことの意義と保育所の担う役割・機能との関わり （「保育を必要とする」子どもへの対応などに言及）</p> <p>○子どもにとっての機能、保護者にとっての機能の内容</p> <p>○保育所保育で大切にされるべき理念等 （例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども一人一人が周囲から「主体」として受け止められ、情緒の安定と自己肯定感を基盤に、人との関わりや環境との関わりを通して生きる力の基礎を培うこと ・0歳から就学前まで、養護（生命の保持とと教育が一体的に発揮されること ・子どもの生活リズムを尊重するとともに、子どもの思いに保護者の意図を重ねた保育環境づくりが必要であること ・そのように用意された環境の基で、子どもたちは自ら人やものと能動的に関わることのできる状況を実現されなければならないこと ・保護者の代替ではなく、保育者と保護者が協同して子どもを育てる基本姿勢が重要であること 等 <p>○保育所の有する特性 （例）</p>
<p>3. 保育の原理 (1) 保育の目標</p>	<p>○保育所は子どもが生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期に、その生活の大半を過ごす場であることから、保育所の保育は、子どもにとって適切な生活と発達を保障するため、次の目標を目指して行わなければならないこと</p> <p>①十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満ちし、生命の保持及び情緒の安定を図ること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保育や子育ての専門性を有する職員集団 ・0歳から6歳までの就学前の子ども集団 ・様々な遊びや安定した生活ができる環境（保育室・屋外遊技場等） ・保護者同士の交流の機会 等

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
(2) 保育の方法	<p>②健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと</p> <p>③人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、人権を大切にすることを育てるとともに、自主、協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと</p> <p>④自然や社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の基礎を培うこと</p> <p>⑤生活の中で、言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり、聞いたりする態度や豊かな言葉を養うこと</p> <p>⑥様々な体験を通して、豊かな感性を育て、創造性の芽生えを培うこと</p> <p>○保育所は入所児童の保護者の意向を受け止め、より良い親子関係の構築を目指して、保育所保育の特性や保育指導の技術を生かしてその援助にあたること</p> <p>○保育の目標を達成するために、次の事項に留意し、保育を行わなければならないこと</p> <p>①一人一人の子どもの状況や家庭、地域社会での生活の実態を把握するとともに、子どもが安心感と信頼感を持って活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めること</p> <p>②子どもの生活のリズムを大切にし、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境、自己を十分に発揮できる環境を用意するとともに、子どもの人権に十分配慮すること</p> <p>③子どもの発達について理解し、一人一人の発達過程や発達課題に応じた保育を行うこと。</p> <p>④子ども相互の関係づくりや互いに尊重する心を育て、集団活動を効果あるものにするよう援助すること</p> <p>⑤子どもが自発的、意欲的に関わられるような環境の構成と子どもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切にし、乳幼児期にふさわしい体験が得られるように遊びを通して総合的に保育を行うこと</p>	<p>○①～⑥の意味内容</p> <p>○関連して保育所において大切にされるべき事項(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの命を守り育てる保育所 ・「養護」の重要性、「教育」の重要性 ・情緒の安定と自己肯定感を基礎に人と関わり合う力を醸成すること ・自己発揮と他者の受容 ・聴く力、話す力、伝え合う力を育て、その喜びを共に味わうこと ・乳幼児期の特性や保育所の文化の継承なども踏まえて、子どもの体験や保育内容を豊かなものにしていくこと 等 <p>○「保育指導」に関する説明 発達援助の技術／関係構築の技術／生活援助の技術／環境構成の技術／遊びを展開する技術 等</p> <p>○①から⑤の意味内容</p> <p>○関連して保育所において大切にされるべき事項(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭での生活や保護者の意向、思いを受け止め、家庭と協力して子どもを育てること ・子どもが十分に自己主張したり、表現したりできるような環境や保育者の関わり的重要性、保育士の人間性、専門性の向上の重要性 ・保育環境の重要性、「環境を通して」の意味内容 ・個人差、性差、文化の違いなどへの留意 ・子ども集団や遊び仲間が形成しにくくなっていることへの対応 ・子どもにとっての遊びの重要性、「遊びを通して」の意味内容 「総合的に」の意味内容 等

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
(3) 保育の環境	<p>⑥一人一人の保護者の状況やその意向を理解、受容し、様々な機会を捉え、その親子関係や家庭生活等に配慮し、適切に援助すること</p> <p>○保育の環境には、保育士や子どもなどの人的環境、施設や遊具などの物的環境、さらには自然や社会の事象などがある。こうした人、物、場などの環境が相互に関連し合い、子どもの生活が豊かなものとなるよう、計画的に環境を構成し、工夫して保育しなければならないこと</p> <p>○このため、子どもの活動が豊かに展開される保育所の設備や環境を整え、保育所の施設内での保健的環境や安全の確保などに努めなければならないこと。また、保育室は温かな親しみとくつろぎの場となるとともに、いきいきと活動できる場となるように配慮すること</p> <p>○子ども自らが周囲の子どもや大人と関わっていくことができる環境を整え、人と関わる力を育てていくこと</p>	<p>○第6章との関連</p> <p>○今日の子育て環境、地域環境を踏まえた保育環境の重要性</p> <p>○環境（人的・物的・自然、事象等）の相互関係</p> <p>○保育所の施設、園庭、遊具、用具その他の教材、素材などの意味</p> <p>○施設の採光、換気、保温、清潔などの環境保健の向上の意義</p> <p>○子ども同士の相互作用や関わり合う力を育む環境の意義</p> <p>○保護者と対面したり、保護者もくつろげるような環境の配慮</p> <p style="text-align: right;">等</p>
4. 保育所の社会的責任	<p>○保育所は、法令に基づき、子どもの人権を尊重して保育の実施に当たるとともに、保護者や社会にその内容を適切に説明するよう努めなければならないこと</p> <p>○保育所は、入所する子ども等の個人情報を適切に扱うとともに、保護者の苦情などに対し、その解決を図るよう努めなければならないこと</p>	<p>○人権尊重、説明責任、個人情報の取扱、保護者の苦情解決の意義及び内容</p> <p>○個人情報保護と豊かな保育活動、子育て支援との関わり</p> <p>○以下の事項を説明 保育所の社会的責任として、ここで掲げる事項の他に、保育所は総則の2「保育所の役割・機能」に規定しているように、「人と場・機関等をつなげる役割」「子育て支援の拠点としての役割」などがあり、こうした社会的責任を果たすために総則の1「趣旨」に規定しているよう常に保育所、職員の質の向上を図るべく努めなければならない。 →第7章との関わり</p>

保育園保健業務の活動領域



平成17年 社会福祉施設等調査

閲覧 第72表(5-3) 社会福祉施設等の(常勤換算ではない)従事者数、職種・常勤(専従-兼務)-非常勤、施設の種別・経営主体別 より抜粋

注1:「その他の市・町村」には、一部事務組合を含む。

2:「その他」には、個人を含む。

平成17年10月1日

	0400 保育所													
	総数	公 営						私 営						
		総数	国	都道府県	指定都市	中核市	その他の市・町村	総数	社会福祉法人	社団・財団・日赤	医療法人	その他の法人	その他	
総数	506,820	247,446	-	35	27,179	23,512	196,720	259,374	237,579	6,063	82	11,655	3,995	
常勤	369,118	171,283	-	24	16,035	15,719	139,505	197,835	181,341	4,755	53	8,595	3,091	
専従	360,481	166,663	-	21	15,542	15,452	135,648	193,818	177,698	4,666	53	8,359	3,042	
兼務	8,637	4,620	-	3	493	267	3,857	4,017	3,643	89	-	236	49	
非常勤	137,702	76,163	-	11	11,144	7,793	57,215	61,539	56,238	1,308	29	3,060	904	
施設長	22,624	11,752	-	2	947	945	9,858	10,872	9,833	267	3	533	236	
常勤	22,439	11,581	-	2	946	945	9,688	10,858	9,822	267	3	531	235	
専従	21,404	10,668	-	2	932	921	8,813	10,736	9,719	267	3	513	234	
兼務	1,035	913	-	-	14	24	875	122	103	-	-	18	1	
非常勤	185	171	-	-	1	-	170	14	11	-	-	2	1	
医師	30,876	16,904	-	2	1,192	1,679	14,031	13,972	12,811	337	2	567	255	
常勤	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
専従	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
兼務	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
非常勤	30,876	16,904	-	2	1,192	1,679	14,031	13,972	12,811	337	2	567	255	
保健師・助産師・看護師	6,155	2,530	-	1	274	315	1,940	3,625	3,402	68	2	130	23	
常勤	4,453	1,927	-	1	231	143	1,552	2,526	2,372	47	2	91	14	
専従	3,559	1,513	-	-	139	103	1,271	2,046	1,921	37	2	74	12	
兼務	894	414	-	1	92	40	281	480	451	10	-	17	2	
非常勤	1,702	603	-	-	43	172	388	1,099	1,030	21	-	39	9	
保育士	335,563	159,148	-	21	17,361	15,471	126,295	176,415	161,956	4,102	50	7,743	2,564	
常勤	278,718	128,468	-	15	12,338	11,885	104,230	150,250	138,056	3,590	38	6,340	2,226	
専従	277,361	127,887	-	15	12,273	11,867	103,732	149,474	137,345	3,575	38	6,306	2,210	
兼務	1,357	581	-	-	65	18	498	776	711	15	-	34	16	
非常勤	56,845	30,680	-	6	5,023	3,586	22,065	26,165	23,900	512	12	1,403	338	
栄養士	8,670	2,764	-	1	208	140	2,415	5,906	5,396	107	4	318	81	
常勤	7,431	1,928	-	1	187	89	1,651	5,503	5,034	100	4	290	75	
専従	6,067	1,057	-	-	163	30	864	5,010	4,583	92	4	259	72	
兼務	1,364	871	-	1	24	59	787	493	451	8	-	31	3	
非常勤	1,239	836	-	-	21	51	764	403	362	7	-	28	6	
調理員	54,598	30,047	-	4	3,016	2,855	24,172	24,551	22,329	603	5	1,161	453	
常勤	37,764	20,770	-	4	1,648	1,828	17,290	16,994	15,483	458	4	723	326	
専従	36,294	20,028	-	4	1,570	1,780	16,674	16,266	14,827	436	4	682	317	
兼務	1,470	742	-	-	78	48	616	728	656	22	-	41	9	
非常勤	16,834	9,277	-	-	1,368	1,027	6,882	7,557	6,846	145	1	438	127	
事務員	8,385	744	-	1	139	37	567	7,641	6,887	162	2	451	139	
常勤	6,311	502	-	1	5	35	461	5,809	5,270	113	2	325	99	
専従	5,303	258	-	-	5	34	219	5,045	4,598	98	2	260	87	
兼務	1,008	244	-	1	-	1	242	764	672	15	-	65	12	
非常勤	2,074	242	-	-	134	2	106	1,832	1,617	49	-	126	40	
その他の職員	39,949	23,557	-	3	4,042	2,070	17,442	16,392	14,965	417	14	752	244	
常勤	12,002	6,107	-	-	680	794	4,633	5,895	5,304	180	-	295	116	
専従	10,493	5,252	-	-	460	717	4,075	5,241	4,705	161	-	265	110	
兼務	1,509	855	-	-	220	77	558	654	599	19	-	30	6	
非常勤	27,947	17,450	-	3	3,362	1,276	12,809	10,497	9,661	237	14	457	128	

○ 専門職を占めている保育所の割合

	全体	公 営	民 営
保健師・助産師・看護師	27.2%	21.5%	33.3%
うち常勤	19.7%	16.4%	23.2%
栄養士	38.3%	23.5%	54.3%
うち常勤	32.8%	16.4%	50.6%

※ 保育所職員の75%は保育士

『楽しく食べる子どもに～保育所における食育に関する指針～』 (概要)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長
雇児保発第 0329001 号 平成 16 年 3 月 29 日

朝食欠食等の食習慣の乱れや思春期やせに見られるような心と体の健康問題が生じている現状にかんがみ、乳幼児期から正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着及び食を通じた人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、発達段階に応じた食に関する取組を進めることが必要である。

食べることは、生きることの源であり、心と体の発達に密接に関係している。乳幼児期から、発達段階に応じて豊かな食の体験を積み重ねていくことにより、生涯にわたって健康でいきいきとした生活を送る基礎となる「食を営む力」を培うことが重要である。

保育所は1日の生活時間の大半を過ごすところであり、保育所における食事の意味は大きい。食事は空腹を満たすだけでなく、人間的な信頼関係の基礎をつくる営みでもある。子どもが身近な大人からの援助を受けながら、他の子どもとのかかわりを通して、豊かな食の体験を積み重ね、楽しく食べる体験を通して、食への関心を育み、食を営む力の基礎を培う「食育」を実践していくことが重要である。

保育所における「食育」は、保育所保育指針を基本とし、食を営む力の基礎を培うことを目標として実施される。「食育」の実施に当たっては、家庭や地域社会と連携を図り、保護者の協力のもと、保育士、調理員、栄養士、看護師などの全職員がその有する専門性を活かしながら、共に進めることが重要である。

また、保育所は地域子育て支援の役割をも担っていることから、在宅子育て家庭からの乳幼児の食に関する相談に応じ、助言を行うよう努める。

「保育所における食育に関する指針」の構成

第1章 総則

◆食育の原理

◆食育の内容構成の基本方針

第2章 子どもの発育・発達と食育

第3章 食育のねらい及び内容

◆6か月未満児の食育のねらい及び内容

◆6か月から1歳3か月未満児の食育のねらい及び内容

◆1歳3か月から2歳未満児の食育のねらい及び内容

◆2歳児の食育のねらい及び内容

◆3歳以上児の食育のねらい及び内容

「食と健康」

「食と人間関係」

「食と文化」

「いのちの育ちと食」

「料理と食」

第4章 食育の計画作成上の留意事項

◆保育計画と指導計画への位置づけ

◆長期的指導計画と短期的指導計画における食育の計画の作成

◆3歳未満児の食育の指導計画

◆3歳以上児の食育の指導計画

◆計画の評価・改善と職員の協力体制

第5章 食育における給食の運営

◆食育における保育所の食事の位置づけ

◆保育所での栄養管理と、発達段階に応じた食事内容への配慮

◆食事提供のための実態把握

◆献立作成、調理、盛りつけ・配膳、食事

◆衛生管理

◆家庭への喫食状況の報告

◆食事の評価・改善

第6章 多様な保育ニーズへの対応

◆体調不良の子どもへの対応

◆食物アレルギーのある子どもへの対応

◆障がいのある子どもへの対応

◆延長保育や夜間保育、一時保育への対応

第7章 食育推進のための連携

◆保育所職員の研修及び連携

◆家庭との連携

◆地域と連携した食育活動事業

第8章 地域の子育て家庭への食に関する指導・相談

食育の目標

現在を最もよく生き、かつ、生涯にわたって健康で質の高い生活を送る基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことが保育所における食育の目標である。このため、保育所における食育は、楽しく食べる子どもに成長していくことを期待しつつ、次にかかげる子ども像の実現を目指して行う。

- ① お腹がすくリズムのもてる子ども
- ② 食べたいもの、好きなものが増える子ども
- ③ 一緒に食べたい人がいる子ども
- ④ 食事づくり、準備にかかわる子ども
- ⑤ 食べものを話題にする子ども

上にかかげた子ども像は、保育所保育指針で述べられている保育の目標を、食育の観点から、具体的な子どもの姿として表したものである。

食育のねらい及び内容

食育の内容は、「ねらい」及び「内容」から構成される。

「ねらい」は食育の目標をより具体化したものである。これは「子どもが身につけることが望まれる心情、意欲、態度などを示した事項」である。

「内容」はねらいを達成するために援助する事項である。これらを、食と子どもの発達の観点から、心身の健康に関する項目「食と健康」、人とのかかわりに関する項目「食と人間関係」、食の文化に関する項目「食と文化」、いのちのちのかかわりに関する項目「いのちの育ちと食」、料理とのかかわりに関する「料理と食」としてまとめ、示したものである。なお、この5項目は、3歳未満児についてはその発達の特性からみて各項目を明確に区分することが困難な面が多いので、5項目に配慮しながら一括して示してある。また、食育は、保育と同様に、具体的な子どもの活動を通して展開されるものである。そのため、子どもの活動は一つの項目だけに限られるものではなく、項目の間で相互に関連を持ちながら総合的に展開していくものである。

食育の計画

食育は、食事の時間を中心としつつも、入所している子どもの生活全体を通して進めることにより、食育の目標の達成を期待するものである。食育が一つの領域として扱われたり、食事の時間の援助と他の保育活動の援助が全く別々に行われたり、保育士と栄養士、調理員などの役割・連携が不明確であっては、食育の目標を効果的に達成することはできない。したがって食育は、全職員の共通理解のもとに計画的・総合的に展開されなければならない。

そのため、「食育の計画」は、「保育所保育指針」に示された保育所における全体的な計画である「保育計画」と、保育計画に基づいて保育を展開するために具体的な計画として立案される「指導計画」の中にしっかり位置づくかたちで作成される必要がある。作成に当たっては柔軟で発展的なものとなるように留意することが重要である。同時に、各年齢を通して一貫性のあるものとする必要がある。

さらに、現代社会特有の食環境の変化に対し、家庭や地域社会の実態を踏まえ、各保育所の特性を考慮した柔軟な食育の計画を作成し、適切に対応することが必要である。

また、食育の計画を踏まえて実践が適切に進められているかどうかを把握し、次の食育実践の資料とするため、その経過や結果を記録し、自己の食育実践を評価し、改善するように努めることが必要である。

食育における給食の運営

保育所での食事は、「食育の目標」を達成するために、子どもが食欲を中心とした自らの意欲をもって食事及び食環境にかかわる体験の場を構成するものである。子どもが、保育所での食事を通して、「食を営む力」の基礎を培うことができるよう、一貫した系統性のあるものとして構成する必要がある。

子どもは、毎日の保育所での食事を通して、食事をつくる人を身近に感じ、つくられた食事をおいしく、楽しく食べ、それが「生きる」ことにつながっていく。それを実感できる環境を構成することが望ましい。

保育所の給食は、このことを踏まえ、食育のねらい及び内容を基に、子ども主体の食育を実践できるシステムを構築して組織的・発展的に計画し、その上で、一人一人の子どもの食生活に沿って柔軟な実践を行わなければならない。そのためには、子どもの健康状態、発育・発達状態の把握を基に、職員間で連携を図りながら、栄養管理と子どもの状態に応じた食事内容への配慮を行い、子どもの喫食状況や食事内容等を評価し、家庭への報告を適切に行うと共に、その改善に努めることが必要である。

食育推進のための連携と、地域の子育て家庭相談・支援

保育所における食育は、保育所職員が連携と、研鑽を重ね、家庭や地域社会と連携のもと、実践することが必要である。子どもが豊かな食の体験ができるよう、地域と連携した食に関する行事を行う場合は、実施の趣旨を全職員が理解し、日常の保育として子どもの生活に負担がないように、指導計画の中に盛り込んでいくことが必要である。また、食に関する子どもの連続的な発達について小学校と連絡・協議する場を持ち、互いに理解を深めることが大切である。

また、地域の子育て家庭に対しても、保育を通じて蓄積された子育ての知識、経験、技術を活用し、相談・支援することができる機会を積極的につくっていくことが望まれる。特に、保育所の調理室を活用して、食事を提供できる特徴を十分に活かした食育活動の展開が期待される。保育所が地域の子育て支援センターとしての役割を担っている現在、保育所が地域全体の子育て家庭への食育の発信拠点、食育推進の核(センター)のひとつとなることが期待される。

食育のねらい及び内容

〈6か月未満児〉

ねらい	内容	配慮事項
①お腹がすき、乳(母乳・ミルク)を飲みたい時、飲みたいだけゆったりと飲む。 ②安定した人間関係の中で、乳を吸い、心地よい生活を送る。	①よく遊び、よく眠る。 ②お腹がすいたら、泣く。 ③保育士にゆったり抱かれて、乳(母乳・ミルク)を飲む。 ④授乳してくれる人に関心を持つ。	①一人一人の子どもの安定した生活のリズムを大切にしながら、心と体の発達を促すよう配慮すること。 ②お腹がすき、泣くことが生きていくことの欲求の表出につながることを踏まえ、食欲を育むよう配慮すること。 ③一人一人の子どもの発育・発達状態を適切に把握し、家庭と連携をとりながら、個人差に配慮すること。 ④母乳育児を希望する保護者のために冷凍母乳による栄養法などの配慮を行う。冷凍母乳による授乳を行うときには、十分に清潔で衛生的に処置をすること。 ⑤食欲と人間関係が密接な関係にあることを踏まえ、愛情豊かな特定の大人との継続的で応答的な授乳中のかかわりが、子どもの人間への信頼、愛情の基盤となるように配慮すること。

〈6か月～1歳3か月未満児〉

ねらい	内容	配慮事項
<p>①お腹がすき、乳を吸い、離乳食を喜んで食べ、心地よい生活を味わう。</p> <p>②いろいろな食べものを見る、触る、味わう経験を通して自分で進んで食べようとする。</p>	<p>①よく遊び、よく眠り、満足するまで乳を吸う。</p> <p>②お腹がすいたら、泣く、または、喃語によって、乳や食べものを催促する。</p> <p>③いろいろな食べものに関心を持ち、自分で進んで食べものを持って食べようとする。</p> <p>④ゆったりとした雰囲気の中で、食べさせてくれる人に関心を持つ。</p>	<p>①一人一人の子どもの安定した生活のリズムを大切にしながら、心と体の発達を促すよう配慮すること。</p> <p>②お腹がすき、乳や食べものを催促することが生きていくことの欲求の表出につながることを踏まえ、いろいろな食べものに接して楽しむ機会を持ち、食欲を育むよう配慮すること。</p> <p>③一人一人の子どもの発育・発達状態を適切に把握し、家庭と連携をとりながら、個人差に配慮すること。</p> <p>④子どもの咀嚼や嚥下機能の発達に応じて、食品の種類、量、大きさ、固さなどの調理形態に配慮すること。</p> <p>⑤食欲と人間関係が密接な関係にあることを踏まえ、愛情豊かな特定の大人との継続的で応答的な授乳及び食事でのかわりが、子どもの人間への信頼、愛情の基盤となるように配慮すること。</p>

〈1歳3か月～2歳未満児〉

ねらい	内容	配慮事項
<p>①お腹がすき、食事を喜んで食べ、心地よい生活を味わう。</p> <p>②いろいろな食べものを見る、触る、噛んで味わう経験を通して自分で進んで食べようとする。</p>	<p>①よく遊び、よく眠り、食事を楽しむ。</p> <p>②いろいろな食べものに関心を持ち、手づかみ、または、スプーン、フォークなどを使って自分から意欲的に食べようとする。</p> <p>③食事の前後や汚れたときは、顔や手を拭き、きれいになった快さを感じる。</p> <p>④楽しい雰囲気の中で、一緒に食べる人に関心を持つ。</p>	<p>①一人一人の子どもの安定した生活のリズムを大切にしながら、心と体の発達を促すよう配慮すること。</p> <p>②子どもが食べものに興味を持って自ら意欲的に食べようとする姿を受けとめ、自立心の芽生えを尊重すること。</p> <p>③食事のときには、一緒に噛むまねをして見せたりして、噛むことの大切さが身につくように配慮すること。また、少しずついろいろな食べものに接することができるよう配慮すること。</p> <p>④子どもの咀嚼や嚥下機能の発達に応じて、食品の種類、量、大きさ、固さなどの調理形態に配慮すること。</p> <p>⑤清潔の習慣については、子どもの食べる意欲を損なわぬよう、一人一人の状態に応じてかわること。</p> <p>⑥子どもが一緒に食べたい人を見つけ、選ぼうとする姿を受けとめ、人への関心の広がりやに配慮すること。</p>

〈2歳児〉

ねらい	内容	配慮事項
<p>①いろいろな種類の食べ物や料理を味わう。</p> <p>②食生活に必要な基本的な習慣や態度に関心を持つ。</p> <p>③保育士を仲立ちとして、友達とともに食事を進め、一緒に食べる楽しさを味わう。</p>	<p>①よく遊び、よく眠り、食事を楽しむ。</p> <p>②食べものに関心を持ち、自分で進んでスプーン、フォーク、箸などを使って食べようとする。</p> <p>③いろいろな食べものを進んで食べる。</p> <p>④保育士の手助けによって、うがい、手洗いなど、身の回りを清潔にし、食生活に必要な活動を自分でする。</p> <p>⑤身近な動植物をはじめ、自然事象をよく見たり、触れたりする。</p> <p>⑥保育士を仲立ちとして、友達とともに食事を進めることの喜びを味わう。</p> <p>⑦楽しい雰囲気の中で、一緒に食べる人、調理をする人に関心を持つ。</p>	<p>①一人一人の子どもの安定した生活のリズムを大切にしながら、心と体の発達を促すよう配慮すること。</p> <p>②食べものに興味を持ち、自主的に食べようとする姿を尊重すること。また、いろいろな食べものに接することができるよう配慮すること。</p> <p>③食事においては個人差に応じて、食品の種類、量、大きさ、固さなどの調理形態に配慮すること。</p> <p>④清潔の習慣については、一人一人の状態に応じてかわること。</p> <p>⑤自然や身近な事物などへの触れ合いにおいては、安全や衛生面に留意する。また、保育士がまず親しみや愛情を持ってかわるようにして、子どもが自らしてみようと思う気持ちを大切にすること。</p> <p>⑥子どもが一緒に食べたい人を見つけ、選ぼうとする姿を受けとめ、人への関心の広がりやに配慮すること。また、子ども同士のいざこざも多くなるので、保育士はお互いの気持ちを受容し、他の子どもとのかかわり方を知らせていく。</p> <p>⑦友達や大人とテーブルを囲んで、食事をすすめる雰囲気づくりに配慮すること。また、楽しい食事のすすめ方を気づかせていく。</p>

〈3歳以上児〉

ねらい	内容	配慮事項
<p>「食と健康」</p> <p>①できるだけ多くの種類の食べものや料理を味わう。</p> <p>②自分の体に必要な食品の種類や働きに気づき、栄養バランスを考慮した食事をとろうとする。</p> <p>③健康、安全など食生活に必要な基本的な習慣や態度を身につける。</p>	<p>①好きな食べものをおいしく食べる。</p> <p>②様々な食べものを進んで食べる。</p> <p>③慣れない食べものや嫌いな食べものにも挑戦する。</p> <p>④自分の健康に関心を持ち、必要な食品を進んでとろうとする。</p> <p>⑤健康と食べもの関係について関心を持つ。</p> <p>⑥健康な生活リズムを身につける。</p> <p>⑦うがい、手洗いなど、身の回りを清潔にし、食生活に必要な活動を自分でする。</p> <p>⑧保育所生活における食事の仕方を知り、自分たちで場を整える。</p> <p>⑨食事の際には、安全に気をつけて行動する。</p>	<p>①食事と心身の健康とが、相互に密接な関連があるものであることを踏まえ、子どもが保育士や他の子どもとの暖かな触れ合いの中で楽しい食事をするのが、しなやかな心と体の発達を促すよう配慮すること。</p> <p>②食欲が調理法の工夫だけでなく、生活全体の充実によって増進されることを踏まえ、食事はもちろんのこと、子どもが遊びや睡眠、排泄などの諸活動をバランスよく展開し、食欲を育むよう配慮すること。</p> <p>③健康と食べもの関係について関心を促すに当たっては、子どもの興味・関心を踏まえ、全職員が連携のもと、子どもの発達に応じた内容に配慮すること。</p> <p>④食習慣の形成に当たっては、子どもの自立心を育て、子どもが他の子どもとかかわりながら、主体的な活動を展開する中で、食生活に必要な習慣を身につけるように配慮すること。</p>
<p>「食と人間関係」</p> <p>①自分で食事ができること、身近な人と一緒に食べる楽しさを味わう。</p> <p>②様々な人々との会食を通して、愛情や信頼感を持つ。</p> <p>③食事に必要な基本的な習慣や態度を身につける。</p>	<p>①身近な大人や友達とともに、食事をする喜びを味わう。</p> <p>②同じ料理を食べたり、分け合って食事することを喜ぶ。</p> <p>③食生活に必要なことを、友達とともに協力して進める。</p> <p>④食の場を共有する中で、友達との関わりを深め、思いやりを持つ。</p> <p>⑤調理をしている人に関心を持ち、感謝の気持ちを持つ。</p> <p>⑥地域のお年寄りや外国の人など様々な人々と食事を共にする中で、親しみを持つ。</p> <p>⑦楽しく食事をするために、必要なきまりに気づき、守ろうとする。</p>	<p>①大人との信頼関係に支えられて自分自身の生活を確立していくことが人とかかわる基盤となることを考慮し、子どもと共に食事をする機会を大切にす。また、子どもが他者と食事を共にする中で、多様な感情を体験し、試行錯誤しながら自分の力で行うことの充実感を味わうことができるよう、子どもの行動を見守りながら適切な援助を行うように配慮すること。</p> <p>②食に関する主体的な活動は、他の子どもとのかかわりの中で深まり、豊かになるものであることを踏まえ、食を通して、一人一人を生かした集団を形成しながら、人とかかわる力を育てていくように配慮する。また、子どもたちと話し合いながら、自分たちのきまりを考え、それを守ろうとすることが、楽しい食事につながっていくことを大切にすること。</p> <p>③思いやりの気持ちを培うに当たっては、子どもが他の子どもとのかかわりの中で他者の存在に気付き、相手を尊重する気持ちを持って行動できるようにする。特に、葛藤やつまずきの体験を重視し、それら乗り越えることにより、次第に芽生える姿を大切にすること。</p> <p>④子どもの食生活と関係の深い人々と触れ合い、自分の感情や意志を表現しながら共に食を楽しみ、共感し合う体験を通して、高齢者をはじめ地域、外国の人々などと親しみを持ち、人とかかわることの楽しさや人の役に立つ喜びを味わうことができるようにする。また、生活を通して親の愛情に気づき、親を大切にしようとする気持ちが育つようにすること。</p>

ねらい	内容	配慮事項
<p>「食と文化」</p> <p>①いろいろな料理に出会い、発見を楽しんだり、考えたりし、様々な文化に気づく。</p> <p>②地域で培われた食文化を体験し、郷土への関心を持つ。</p> <p>③食習慣、マナーを身につける。</p> <p>「いのちの育ちと食」</p> <p>①自然の恵みと働くことの大切さを知り、感謝の気持ちを持って食事を味わう。</p> <p>②栽培、飼育、食事などを通して、身近な存在に親しみを持ち、すべてのいのちを大切にすることを学ぶ。</p> <p>③身近な自然にかかわり、世話をしたりする中で、料理との関係を考え、食材に対する感覚を豊かにする。</p>	<p>①食材にも旬があることを知り、季節感を感じる。</p> <p>②地域の産物を生かした料理を味わい、郷土への親しみを持つ。</p> <p>③様々な伝統的な日本特有の食事を体験する。</p> <p>④外国の人々など、自分と異なる食文化に興味や関心を持つ。</p> <p>⑤伝統的な食品加工に出会い、味わう。</p> <p>⑥食事にあった食具(スプーンや箸など)の使い方を身につける。</p> <p>⑦挨拶や姿勢など、気持ちよく食事をするためのマナーを身につける。</p> <p>①身近な動植物に関心を持つ。</p> <p>②動植物に触れ合うことで、いのちの美しさ、不思議さなどに気づく。</p> <p>③自分たちで野菜を育てる。</p> <p>④収穫の時期に気づく。</p> <p>⑤自分たちで育てた野菜を食べる。</p> <p>⑥小動物を飼い、世話をする。</p> <p>⑦卵や乳など、身近な動物からの恵みに、感謝の気持ちを持つ。</p> <p>⑧食べ物を皆で分け、食べる喜びを味わう。</p>	<p>①子どもが、生活の中で様々な食文化とかわり、次第に周囲の世界に好奇心を抱き、その文化に関心を持ち、自分なりに受け止めることができるようになる過程を大切にすること。</p> <p>②地域・郷土の食文化などに関しては、日常と非日常いわゆる「ケとハレ」のバランスを踏まえ、子ども自身が季節の恵み、旬を実感することを通して、文化の伝え手になれるよう配慮すること。</p> <p>③様々な文化があることを踏まえ、子どもの人権に十分配慮するとともに、その文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるよう配慮する。また、必要に応じて一人一人に応じた食事内容を工夫するようにすること。</p> <p>④文化に見合った習慣やマナーの形成に当たっては、子どもの自立心を育て、子どもが積極的にその文化にかかわろうとする中で身につけるように配慮すること。</p> <p>①幼児期において自然のもつ意味は大きく、その美しさ、不思議さ、恵みなどに直接触れる体験を通して、いのちの大切に気づくことを踏まえ、子どもが自然とのかかわりを深めることができるよう工夫すること。</p> <p>②身近な動植物に対する感動を伝え合い、共感し合うことなどを通して自からかわろうとする意欲を育てるとともに、様々なかわり方を通してそれらに対する親しみ、いのちを育む自然の摂理の偉大さに畏敬の念を持ち、いのちを大切にすることを学ぶ。</p> <p>③飼育・栽培に関しては、日常生活の中で子ども自身が生活の一部として捉え、体験できるように環境を整えること。また、大人の仕事の意味が分かり、手伝いなどを通して、子どもが積極的に取り組めるように配慮すること。</p> <p>④身近な動植物、また飼育・栽培物の中から保健・安全面に留意しつつ、食材につながるものを選び、積極的に食する体験を通して、自然と食事、いのちと食事のつながりに気づくように配慮すること。</p> <p>⑤小動物の飼育に当たってはアレルギー症状などを悪化させないように十分な配慮をすること。</p>
<p>「料理と食」</p> <p>①身近な食材を使って、調理を楽しむ。</p> <p>②食事の準備から後片付けまでの食事づくりに自らかわり、味や盛りつけなどを考えたり、それを生活に取り入れようとする。</p> <p>③食事にふさわしい環境を考えて、ゆとりある落ち着いた雰囲気の中で食事をさせる。</p>	<p>①身近な大人の調理を見る。</p> <p>②食事づくりの過程の中で、大人の援助を受けながら、自分でできることを増やす。</p> <p>③食べたいものを考える。</p> <p>④食材の色、形、香りなどに興味を持つ。</p> <p>⑤調理器具の使い方を学び、安全で衛生的な使用法を身につける。</p> <p>⑥身近な大人や友達と協力し合っ、調理することを学ぶ。</p> <p>⑦おいしそうな盛り付けを考える。</p> <p>⑧食事が楽しくなるような雰囲気を考え、おいしく食べる。</p>	<p>①自ら調理し、食べる体験を通して、食欲や主体性が育まれることを踏まえ、子どもが食事づくりに取り組むことができるように工夫すること。</p> <p>②一人一人の子どもに興味や自発性を大切にし、自ら調理しようとする意欲を育てるとともに、様々な料理を通じて素材に目を向け、素材への関心などが養われるようにすること。</p> <p>③安全・衛生面に配慮しながら、扱いやすい食材、調理器具などを日常的に用意し、子どもの興味・関心に応じて子どもが自分で調理することができるように配慮すること。そのため、保育所の全職員が連携し、栄養士や調理員が食事をつくる場面を見たり、手伝う機会を大切にすること。</p>

保育所からの発信

—考えよう！食を通じた乳幼児の健全育成を
支えよう！保育所、そして家庭、地域とともに—

保 育 所

☆遊ぶことを通して

楽しく、そして思い切り遊ぶことで、子どもはお腹がすきます。まさに、健康でいきいきと生活するためには遊びが不可欠です。さまざまな遊びが、食の話題を広げる機会になるでしょう。

☆食文化との出会いを通して

人々が築き、継承してきた様々な食文化に出会う中で、子どもは食生活に必要な基本的習慣・態度を身につけていきます。自分たちなりに心地よい食生活の仕方をづくりだす姿を大切にしましょう。

☆人とのかかわり

誰かと一緒に食べたり、食事の話題を共有することが、人とのかかわりを広げ、愛情や信頼感を育みます。また、親しい人を増やすことが、食生活の充実につながることを気づかせていきましょう。

☆食べることを通して

おいしく、楽しく食べることは「生きる力」の基礎を培います。食をめぐる様々な事柄への興味・関心を引き出すことを大切にしましょう。

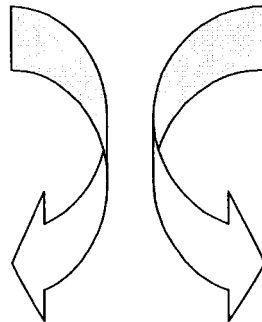
☆料理づくりへのかかわり

調理を見たり、触れたりすることは食欲を育むとともに、自立した食生活を送るためにも不可欠です。「食を営む力」の基礎を培うためにも、自分で料理を作り、準備する体験を大切にしていきましょう。

☆自然とのかかわり

身近な動植物との触れあいを通して、いのちに出会う子どもたち。自分たちで飼育・栽培し、時にそれを食することで、自然の恵み、いのちの大切さを気づかせていきましょう。

- ・ 子どもの生活、食事の状況を共有し、家庭での食への関心を高め、協力しあって「食を営む力」の基礎を培いましょう。
- ・ 食に関する相談など、保護者への支援を行いましょう。



食に関わる産業や、地域の人々との会食、行事食・郷土食などとの触れ合いを通して、地域の人々との交流を深めましょう。

保健所や保健センターなどと連携し、離乳食をはじめとする食に関する相談・講習会など、未就園の地域の子育て家庭への支援を行いましょう。

家 庭



地 域

保育所における具体的な実践例

保 育 所

☆遊ぶことを通して

子どもの主体的な活動を大切にし、乳幼児期にふさわしい体験が得られるように、遊びを通した総合的な保育

「食育」の視点を含めた指導計画の作成、及び評価・改善を踏まえて

☆食文化との出会いを通して

- 旬の食材から季節感を感じる
- 郷土料理に触れ、伝統的な日本特有の食事を体験する
- 外国の人々など、さまざまな食文化に興味や関心を持つ
- 伝統的な食品加工に出会い、味わう
- 気持ちよく食事をするマナーを身につける

☆食べることを通して

- 好きな食べ物をおいしく食べる
- 様々な食べ物を進んで食べる
- 慣れない食べ物や嫌いな食べ物にも挑戦する
- 自分の健康に関心を持ち、必要な食品をとろうとする
- 健康と食物の関係について関心をもつ

☆人とのかかわり

- 友だちと一緒に食べる
- 保育士と一緒に食べる
- 栄養士や調理員など食事をつくる人と一緒に食べる
- 地域のお年寄りなどさまざまな人と食べる
- 身近な大人と食事の話題を共有する

☆料理づくりへのかかわり

- 料理を作る人に関心を持つ
- 食事を催促したり、要望を伝える
- 食事の準備や後片付けに参加する
- 自分で料理を選んだり、盛りつけたりする
- 見て、嗅いで、音を聞いて、触って、味見して、料理をつくる

☆自然とのかかわり

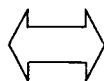
- 身近な動植物と触れあう
- 自分たちで飼育する
- 野菜などの栽培や収穫をする
- 子どもが栽培・収穫した食材、旬のものや季節感のある食材や料理を食べる

- ・ 家庭とを結ぶ連絡帳
- ・ 「食事だより」などによる保育所の食事に関する情報提供、給食の実物の展示
- ・ 保護者参観での試食会や親子クッキング
- ・ 子どもの食に関する相談・講座

- ・ 地域での農業や食品の製造業従事者によるお話や、実演
- ・ 地域の人々との行事食・郷土食などでの触れ合い

未就園の地域の子育て家庭への支援を目的とした離乳食などの食に関する相談・講座

家 庭



地 域

保育所の保護者、地域との関係等（児童福祉法）

●児童福祉法

（保育士の定義）

第18条の4 この法律で、保育士とは、第18条の18第1項の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいう。

（保育所の情報提供等）

第48条の3 保育所は、当該保育所が主として利用される地域の住民に対してその行う保育に関し情報の提供を行い、並びにその行う保育に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない。

2 保育所に勤務する保育士は、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

●児童福祉施設最低基準

（保育の内容）

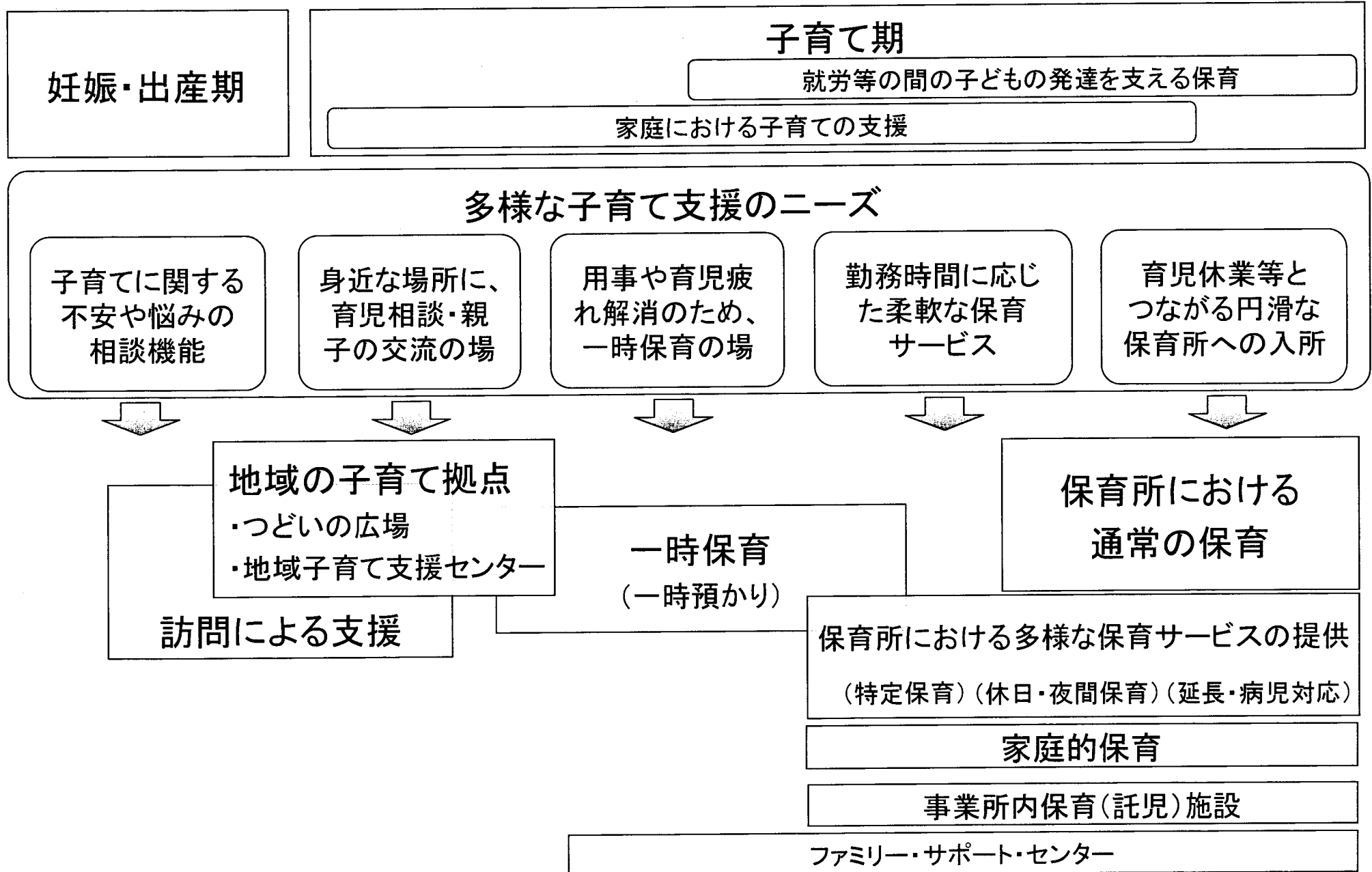
第35条 保育所における保育の内容は、健康状態の観察、服装等の異常の有無についての検査、自由遊び及び昼寝のほか、第12条第1項に規定する健康診断を含むものとし、厚生労働大臣が、これを定める。

（保護者との連絡）

第36条 保育所の長は、常に入所している乳児又は幼児の保護者との密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

多様な子育て支援サービス

参考資料5-1



地域子育て支援事業の取組の現状

参考資料5-2

《子ども・子育て
応援プラン目標値》

	《事業名》	《事業内容》	《16年度実績》	《17年度実績》	《子ども・子育て 応援プラン目標値》
全戸訪問	こんにちは 赤ちゃん事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行う	—	19年度から 事業開始	—
地域子育て支援拠点	地域子育て支援 拠点事業	従来のつどいの広場事業及び地域子育て支援センター事業について、児童館の活用も図り、新たに「ひろば型」「センター型」「児童館型」として19年度より再編。①子育て親子の交流の促進②子育て等に関する相談の実施③子育て支援に関する情報の提供④講習等の実施の4事業をすべて実施	154か所 (つどいの広場)	480か所 (つどいの広場)	6,000か所
			2,782か所 (地域子育て支援センター)	3,149か所 (地域子育て支援センター)	
預かり	一時・特定保育	保護者の急病や育児疲れに伴う一時的な保育、パート就労等に伴う週2,3日など柔軟に利用できる保育の提供	5,534か所	6,219か所	9,500か所
	子育て短期支援事業	親の疾病や出張・残業、冠婚葬祭や育児疲れなどの場合に、児童養護施設等において、児童の短期的(7日以内)又は夜間の預かりを実施	ショートステイ 364か所 トワイライトステイ 134か所	ショートステイ 485か所 トワイライトステイ 270か所	ショートステイ 870か所 トワイライトステイ 560か所
訪問支援	育児支援 家庭訪問事業	出産後間もない時期や養育が困難な家庭に対して、訪問による育児・家事の援助や、具体的な育児に関する技術支援を実施	96市町村	400市町村	子ども・子育て 応援プランでは 全市町村での 実施を目指す

マイ保育園登録制度

～保育所等を子育て支援の拠点に～

石川県小松市の例

市 町

母子健康手帳に
「育児体験カード」
(兼・登録票)を添付

「一時保育利用券」
を配布
(半日利用・3枚)

費用を一部補助

県

妊 娠(出産前)

出 産

3歳未満程度まで

「マイ保育園」
登録

気軽に利用

身近な保育所等

市町保健センター

情報共有
連携

- 乳幼児の生活を見学
- 育児体験
(おむつ替え・ミルク授乳
・沐浴・手遊びなど)

子育て支援の
拠点に！

- 一時保育の継続利用
- 保育士等による育児相談

情報共有
連携

民生児童委員

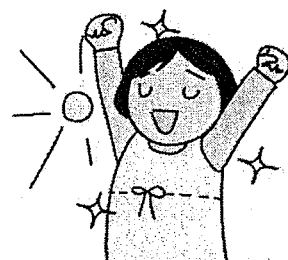
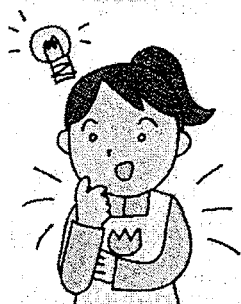
- 専任看護師による健康相談

出産前の
育児不安の軽減

身近に相談相手が
いる安心感

「密室育児」解消
虐待予防

リフレッシュで
育児に専念



マイ保育園登録制度について

(1) 目的

核家族化や都市化の進行により、乳幼児とふれあう機会が減少しているため、子育て家庭の育児の負担感・不安感が高まっていると言われている。各地域に設置されている保育所等を身近な子育て支援の拠点と位置付け、保育士等による育児相談や一時保育の利用を通じて、妊娠時から特に3歳未満のすべての子育て家庭の育児不安の解消を図る。

(2) 登録できる者

妊娠し母子健康手帳の交付を受けた者又は出産した者

(3) 登録

登録を希望する者は、市内の保育所の中から希望する保育所を選択し登録を行う。

(4) 事業内容

- ア 育児体験 保育所見学やおむつ交換、授乳、沐浴、離乳食づくりなどの育児体験を行う。
- イ 一時保育 出産時に配布した一時保育利用券（半日利用）3枚による無料での一時保育を実施する。
- ウ 育児支援 育児相談や育児教室を実施する。

(5) 事務

- ア 登録園は、登録の際登録者に対し育児体験カードを交付するとともに、登録者毎のケース記録簿を作成し、体験や指導状況を記録する。
- イ 登録園は、登録者に対して積極的に育児教室など情報提供を行う。
- ウ 市は、登録状況を定期的に確認することとし、未登録者へ勧誘を行う。
- エ 市は、必要に応じて保健師、児童委員等が家庭訪問を行うなど、登録者の状況把握に努めるとともに、関係機関との連絡を密に行う。

☆ 保育園の声

- ・ 気軽に保育園を利用してもらえる。保育園に関心を持ってもらえる。
- ・ 個人情報保護の関係から出生状況がわからない中、登録していただければ何らかの支援ができる。
- ・ 妊婦や0歳児を持つ家庭の状況が把握できる、入園希望に繋がる。
- ・ 産前の利用者が少ない。
- ・ 孤立しがちな家庭には心強い応援の場。毎月マイ保育園広場を開催している。
- ・ 保育園が地域の子育て家庭の身近な存在となるため、地域に働きかけたところ町内の協力を得ることができた。
- ・ 一時保育の増加等、保育士の配置が困難な場合がある。
- ・ 一時保育のみの利用者が多い。入所前の駆け込み利用が多い。
- ・ 登録してもらっただけでなく、一步踏み込んだ取組が大切である。
- ・ 相談に乗りやすく、虐待、ひきこもり予防にも繋がる。

e t c

☆ 利用者の声

- ・ 気兼ねせずに預かってもらえる。
- ・ 子育て支援情報を紹介していただいた。子育てサークルに参加できた。
- ・ いつでも相談や見学することができ安心できる。
- ・ 保育園が企画する会に参加し子育てについて教えてもらい、また親同士の交流ができていろんな体験談や知識を得ることができる。
- ・ 子育てに悩んだときに相談できてよかった。
- ・ 保育園がどんなところか理解でき、かつ親も子を慣れることができる。
- ・ 一時保育で自分の時間を持ちリフレッシュでき、更に子どもがかわいいと思えた。
- ・ 一時保育で兄弟の遠足や授業参観に参加できた。
- ・ 授乳・離乳食の与え方・調理の仕方・おむつの替え方など知ることができた。
- ・ 育児ノイローゼになりかけたが、マイ保育園を利用してほっとした。

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議
「重点戦略の策定に向けての基本的考え方」（中間報告）【抜粋】

Ⅲ 地域・家族の再生分科会の議論の整理

平成19年5月

1 今後の人口構造の変化と地域・家族をめぐる課題

我が国においては、急速な少子化の進行に歯止めがかからない状況が続いている。本年1月に発表された社会保障審議会の人口構造の変化に関する特別部会における議論の整理においては、

- ・ 現在の急速な少子化の進行は決して国民が望んだものではなく、国民の結婚や出産・子育てに対する希望と実態との乖離が拡大していること
- ・ 今後の人口構造の変化を念頭に置くと、若者、女性、高齢者の就労促進により労働力人口の減少の緩和を図るとともに、これから生まれる子どもの数の減少をできるだけ緩和し、2030年以降の急速な生産年齢人口の減少をカバーすることが必要であること
- ・ そのためには、仕事と子育ての両立が困難で有配偶女性の労働力率が低いという構造、すなわち就業したいという希望と子どもを生み育てたいという希望の二者択一を迫られる構造を変える必要があること
- ・ 各種の調査結果や研究結果からは、
 - ① 結婚には、家庭生活を送っていく上で必要な経済的基盤や雇用・キャリアの将来の見通し・安定性
 - ② 出産には、子育てしながら就業継続できる見通しや仕事と家庭生活の調和の確保の度合い
 - ③ 特に第2子以降の出産には、夫婦間の家事・育児の分担度合いや育児不安の度合い
の影響が示唆されること

が明らかにされた。

これらの課題について戦略的に取り組むことが必要であり、とりわけ、国民一人ひとりが労働者として仕事上の責任を果たしつつ、生活者として家族生活など個人や家族のライフステージに応じた多様な希望の実現を可能とする「ワーク・ライフ・バランス」の実現が重要である。このような認識のもとで、当分科会の

検討テーマである地域・家族をめぐる課題を考えると、「多様で公正な働き方の選択肢が充実し、結婚や出産・子育てと就労をめぐる様々な選択ができるような環境整備が進められる動きの中で、どのような選択をとったとしても、子どもの成長を育むという家族の機能が果たされるよう、地域が家族を支援する体制を構築すること」と整理できる。

このため、多様な働き方の選択と、結婚や出産・子育てとが、二者択一にならないよう、社会的な制度や地域の子育て支援のサービス基盤を整備していくことが求められる。

また、どのようなライフスタイルを選択していたとしても、家庭における子育てでは、すべての人に共通する営みであるが、これまで家族の役割に委ねられ、これに対する支援の必要性の十分な認識が共有されてきておらず、特に、専業主婦の育児不安が強いままの状態が続いている。地域における人のつながりが希薄化する中で、家庭における子育てを地域が支え、子どもの育ちを保障する体制の構築の必要性も高まっている。ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた動きの中では、このような支援の必要性は、専業主婦に限らず、多様な働き方で就労する男性にも、女性にも、共通する課題であり、さらには、企業を含めた地域社会全体での取組が求められる問題である。

さらに、近年、児童虐待が増加しているが、子育ての孤立化の深まりや、子育て家庭を取り巻く経済的な状況の不安定化、様々な障害のある子どもに対する社会的支援の不足等により、家庭における子育て機能が十分に果たせないことによって困難な状況にある子どもや家庭に対する対応も課題となっている。「すべての子ども、すべての家族を応援する」という観点からは、こうした様々な事情により困難な状況にある子どもや家族への支援についても、地域における子育て支援の延長線上の課題として取り組まなければならない。

このように、すべての子どもの育ちを支え、子どもの成長を育むすべての家族を、子育て中の人もそうでない人も含めて地域全体で支えていくということが、今日の地域・家族をめぐる取り組むべき課題であり、地域における子育て支援の基本的な理念とされなければならない。

2 地域における子育て支援

— 家庭における子育て・親子関係への支援、地域の様々な主体による子育てへの配慮

(1) 地域子育て支援の基本的なメニューの面的な整備

専業主婦（夫）や育児休業中の者、短時間勤務など多様な働き方で就労しながら子どもと関わる時間を持つ者など、個々人が選択するライフスタイル、ライフ

サイクルに合わせて、すべての家庭に共通する家庭における子育て、あるいは親子関係への支援体制を構築することが必要である。

各種の子育て支援事業に関しては、各地方公共団体で次世代育成支援行動計画が策定され、計画的な整備が進められつつあるが、各市町村における整備状況には地域差も大きく、国全体で打ち出されている各種の支援メニューが、個々人の生活圏の単位では必ずしも利用可能な状態にはなっていない。

このため、①すべての子育て家庭に対する「全戸訪問」、②子育て中の誰もが利用できる「地域子育て支援拠点」、③専業主婦（夫）や育児休業中の者のニーズにも対応する「一時預かり」、④特に困難な状況を抱える家庭に対する「訪問支援」をはじめとした継続的な支援を、地域子育て支援の基本的なメニューとして位置付け、子育て家庭の生活圏ごとに、面的に整備していくことが必要である。

また、乳幼児期、学童期など各段階に応じた子育て講座を、身近な地域において親の多くが集まる機会を活用して実施するなど、きめ細かな家庭教育への支援が必要である。

(2) 当事者主体の取組の重視

地域の子育て支援を進めていくに当たっては、親の子育て負担の軽減という観点のみならず、ワーク・ライフ・バランスの実現が図られる中で、親の役割の肩代わりではなく、父親・母親がともに協力し、主体的に参画していくことを促すことが重要である。NPO等による特定の課題解決に向けた取組や、自治会等地域の住民組織による子育て支援活動などが展開されつつあるが、このような子どもを育む地域住民のつながりの構築と人材の育成を図り、これらと行政とが協働して子育て支援活動を展開する中で、地域の人々のつながりに支えられ、親が自ら学び育ち、つながりの輪に加わっていくことを基本に置いた「当事者主体」の事業展開を図っていくことが必要である。

(3) 企業活動と子育て支援活動との連携、協働

社会全体で子育てしやすい地域づくりを進めていく上では、働く者が子育てしやすい環境整備や、地域の子育て家庭が利用しやすい商品・サービスの提供、子育て世帯への優遇措置の適用など、企業活動の中に子育て支援の要素を織り込んでいくことが求められる。

一部の地方公共団体では、これらの取組を進める企業に対して、「子育て応援の店」の登録制度を設けたり、入札資格における配慮等が行われているが、このように、地域づくりの中で企業による子育て支援をバックアップする取組を普及していくことが必要である。

あわせて、こうした取組が地域で進められていることが、子育て家庭に情報と

して伝わることが重要であり、一部地方公共団体で取り組まれているように、子育て当事者の参画の下で、「子育て支援サイト」や「子育てマップ」の作成などの方法で、子育て家庭に伝わりやすい形で情報発信することは有効である。

このような取組を各地方公共団体で進める上では、次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画の策定プロセスへ、企業やその従業員、子育て中の当事者等が参画するなどの体制を整備することも求められる。

3 多様な働き方を支える保育をはじめとする子育て支援サービス

(1) 内容、量ともに多様で弾力的な3歳未満児の保育サービスの拡充

出産・子育てと就労に関して、多様な選択が可能となる中で、出産の前後を通じて就労を継続する女性の割合は、今後高まっていくことが予想される。有配偶の女性の労働力率が8割程度となっているフランスやスウェーデンでは、認可保育サービスを利用する3歳未満児の割合が4割以上となっており、現在、この割合が2割程度となっている我が国においても、就業継続を希望する者が、質の保障された保育サービスが得られないことによりそれを断念している状況を克服する保育環境の整備が課題となる。

3歳未満児については、育児休業明けでの年度途中入所が必要な場合が多く、また、短時間勤務などの働き方の多様化に対応するためにも、多様で弾力的なサービスの仕組みの検討が必要である。

また、短時間や隔日、夜間帯や休日など、多様な就労時間・就労形態に対応した保育時間の設定や、病児・病後児の対応など、多様なニーズに合った保育サービスの提供も課題である。

このような状況に的確に対応していくためには、保育所による保育サービスの拡充だけでなく、家庭的保育（保育ママ）の充実や、その質を確保し安心して子どもを預けられる仕組みの検討、事業所内保育施設の地域での活用もあわせて進めていくことが必要である。

(2) 3歳以上児の親の就労形態の変化への柔軟な対応

3歳以上児については、保育所・幼稚園を合わせてみれば、量的な整備は進んでおり、一人ひとりの親のライフステージに応じた就労形態の変化に柔軟に対応できるよう、また、地域の子育て支援の拠点としての位置付けを含め、就学前の子どものニーズに総合的に対応できる拠点として、「認定こども園」制度の普及を図っていくことが必要である。

(3) 保育の質の確保と幼児教育機能の重視

子どもの育ち（発達）を保障する観点からは、量的な保育サービスの拡充が、保育の質の劣化を招くことのないよう配慮が必要である。また、幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、こうした幼児教育重視の流れの中で、保育所・幼稚園・認定こども園における教育機能の充実を図っていくとともに、小学校との連携を促進することが求められる。

(4) 学齢児の放課後対策

学齢期の放課後対策については、その普及状況を見ると地域差が大きく、放課後児童クラブ、18年度まで実施した地域子ども教室のいずれも行われていない空白市町村も、未だ存在している。また、放課後児童クラブは、主に小学校1～3年生を対象として進められてきたが、高学年期における安全な児童の居場所の確保や、多様な就労時間に対応した開所時間の設定も課題となっている。

さらに、本年度より「放課後子どもプラン」の推進を図ることとしているが、これを展開していく上で、子ども同士の交流や、退職者・高齢者などを活用した地域とのつながりを大切にする取組も求められている。

こうした実状を踏まえ、全小学校区への「放課後子どもプラン」の普及を図ることにより、幼児期から、高学年期まで円滑に、安全で健やかな活動場所を確保し、多様なニーズに対応した柔軟なサービスを提供していくことが必要である。

(5) 親も責任を持ち主体的に参画するサービス運営

親は単にサービスの受け手という発想ではなく、多様な経験や能力を持つ親の力を活かし、親の意見を活動に組み入れるとともに、親も責任を持って関わり、親同士が共に子どもの育ちの場をつくり出す仲間としてつながり、子どもとの関わりを深められ、親もともに育つようなサービス運営の在り方について検討する必要がある。具体的には、諸外国にみられるファミリー保育のような親仲間が主体となり運営する形態での家庭的保育や、保育所の運営、放課後子どもプラン等学齢児の諸活動に対する主体的な親の参画や、建設的な意見を反映する方策の検討が必要である。

4 困難な状況にある子どもや家族を支える地域の取組強化

－ 虐待等により家庭での養育が困難となった子どもたちに対する養護の拡充

(1) 家庭的養護の拡充等の社会的養護の質の向上に向けた取組

児童虐待の増加等に伴う子どもの状態の多様化・複雑化に対応するため、社会的養護の質の向上に向けた見直しが求められている。

このため、社会的養護を必要とする子どもたちを、家庭的な環境で養護してい

くため、里親委託、小規模グループ形態の住居・施設の検討、施設におけるケア単位の小規模化・地域化をさらに推進するとともに、子どもに対して最も適切な支援を実施できるような施設体系のあり方や、治療的ケアを含めた施設機能の強化、家庭支援を含め地域全体で子どもを支えるための関係機関間の調整と役割分担による対応など地域ネットワークの確立について、検討していくことが必要である。

また、児童養護施設に入所している子どもの高校卒業後の進学率が低いこと等の実状を踏まえ、就労や進学への支援や施設退所後の支援など年長児の自立支援のための取組の拡充を図っていくことが求められる。

また、支援の質の向上を図るため、社会的養護を担う人材とその専門性を確保するための仕組みを検討していくことが必要である。

(2) 子どもの権利擁護の強化とケアの質の確保に向けた対策

施設内虐待が相次いでいるが、子どもの権利を守るべき機関において、権利の侵害が起こることは許されるものではない。この防止等を図るため、再発防止に有効な仕組みの導入や、第三者評価の充実、子どもが意見を表明する機会の担保等、子どもの権利擁護とケアの質の確保を図る仕組みを検討する必要がある。

(3) 社会的養護体制の拡充方策

社会的養護を必要とする子どもの数の増加や子どもの状態の多様化・複雑化に対応するため、都道府県等において整備目標を含めた整備計画を策定し、これに基づいた計画的な整備を行う仕組みを検討する必要がある。

5 安心して生み育てられる産科・小児科医療体制の確保

すべての地域において、子どもを安心して生み育てられるよう、必要な産科・小児科の医療体制を確保するため、医師が集まる拠点病院づくり、周産期医療ネットワークをはじめとした医療機関相互のネットワークの構築等の対策が進められているところであり、引き続き、実効性ある対策を推進していくことが必要である。

6 国民運動の展開

- － 自然に子育ての楽しさや大切さが受け継がれる国民運動の展開

様々なライフスタイルの選択を受け止めた上で、

- ・ 孤立化しがちな今日の中での子育ての大変さを理解し、

- ・ 子どもを育てている人も、育てていない人も含め、社会全体で、生命を次代に伝え育んでいくことや、子どもを慈しみ、守り育てることの大切さについての認識を共有し、
- ・ ワーク・ライフ・バランスの推進とともに、家族の中での分担、特に男性の家事・育児分担を進め、家族構成員間の絆をより深め、
- ・ 家族を支える地域の取組を進め、どの程度環境が改善しているのか情報を共有する

国民運動を展開し、自然に子育ての喜びや大切さが、これから子どもを生み育てていく若い世代に、また、子どもたち自身に受け継がれていくことが必要である。

7 まとめ

ここまで述べてきた家庭における子育てを支える地域の子育て支援や、多様な働き方を支える子育て支援サービスの拡充、さらには困難な状況にある子どもや家庭を支える地域の取組の強化については、いずれも、地方公共団体、とりわけ基礎自治体が、個々人の生活圏域において、子育ての当事者や地域住民の参画のもとで、それぞれの地域の実情を踏まえてニーズに responding していくことが求められている。基礎自治体において、このような施策展開が着実かつ持続的に進められるよう、財源の確保を含めた制度的な枠組みについて、検討していくことが必要である。